

岩国市こども計画

2025（令和7）年3月

岩国市

はじめに

少子化や核家族化、デジタル化の進展等による社会環境の変化により、地域の人間関係の希薄化が進むとともに、身近な人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。また、こどもの貧困やヤングケアラー、いじめ、不登校など、こどもに関する課題も複雑化しており、次代を担う若者が新しい時代を切り開いていくための環境づくりや社会的な支援が重要となっています。このような状況の中、赤ちゃんから大人になるまでの心身の健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できるように、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援、家庭などの養育環境の整備など、切れ目のない支援が必要とされています。



本市におきましては、「岩国市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心してこどもを産み育てられるまちを目指して、各種子育て支援事業に取り組んでいるところです。

この度、本計画の期間が満了するにあたり、新たに「市町村子ども・若者計画」を含め、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間におけるこども施策についての基本的な方針となる「岩国市こども計画」を策定しました。

本計画では、基本理念を「こども一人一人の権利が守られ、自立した個人として健やかに成長し、いきいきと暮らせるまち」と定め、これを実現するために、「こどもの権利を守る」、「こども・子育て家庭の安心を支える」、「支援を要するこどもと家庭を支える」、「こどもの成長と自立を支える」、「子育てと仕事を両立できる環境をつくる」の5つの基本目標と11の基本施策を掲げ、各種施策を計画的に推進していくこととしております。

今後は、福祉分野をはじめ、教育、保健、医療、療育、就労等の様々な関係機関と連携を深めながら、こどもが健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態で生活を送るための支援や環境づくりの推進に努めてまいります。これらの実現に向けては、行政だけでなく、地域全体での取り組みが重要でありますので、皆様方のより一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、計画策定にあたりまして、御尽力いただきました岩国市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントで貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

2025（令和7）年3月

岩国市長 福田良彦

目次

● ● 第1章 計画の概要 ● ●

1 計画の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	6
5 計画の策定体制	6

● ● 第2章 こどもを取り巻く現状 ● ●

1 少子化の状況	11
2 家庭の状況	15
3 女性の就労状況	17
4 こどもの状況	18

● ● 第3章 第2期計画の評価 ● ●

1 「基本目標1 子どもの安全を確保する」について	25
2 「基本目標2 子どもと親の健康を守る」について	29
3 「基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える」について	33
4 「基本目標4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる」について	40

● ● 第4章 計画の基本的な考え方 ● ●

1 基本理念	51
2 計画の基本目標	52
3 計画の数値目標	54
4 計画の体系	56

● ● 第5章 計画の取組 ● ●

基本目標1 こどもの権利を守る	59
基本施策1 こどもが権利の主体であることの啓発の推進	59
基本施策2 児童虐待防止対策の推進	60

基本目標 2 こども・子育て家庭の安心を支える	62
基本施策 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実	62
基本施策 2 すべての子育て家庭を支える体制の充実	65
基本施策 3 子育てを支える地域社会の形成	66
基本目標 3 支援を要するこどもと家庭を支える	69
基本施策 1 障害のあるこどもと家庭への支援の充実	69
基本施策 2 複雑・多様化の状況等にあるこどもと家庭への支援の充実	71
基本目標 4 こどもの成長と自立を支える	74
基本施策 1 教育環境の充実	74
基本施策 2 社会的自立の支援の充実	76
基本目標 5 子育てと仕事を両立できる環境をつくる	78
基本施策 1 子育てと仕事を両立するための支援の充実	78
基本施策 2 ワーク・ライフ・バランスの推進	80

● ● 第6章 量の見込みと確保方策 ● ●

1 提供区域の設定	83
2 家庭類型別推計児童数	85
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	87
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	95
5 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	110
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	111

● ● 第7章 計画の推進体制 ● ●

1 地域や関係機関等との連携	115
2 計画の達成状況の点検・評価	116

● ● 資 料 ● ●

1 岩国市子ども・子育て会議条例	119
2 岩国市子ども・子育て会議委員名簿	120
3 用語解説	121

● ● 第 1 章 計画の概要 ● ●

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

本市においては、2005（平成17）年度から次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、「次世代育成支援対策岩国市行動計画（にっこりプランⅡ・Ⅲ）」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

2015（平成27）年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、「岩国市子ども・子育て支援事業計画（第1期・第2期）」を策定し、「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現を目指し、質の高い教育・保育の提供や地域における子ども・子育て支援の充実、こどもの貧困対策等の各種施策を推進してきました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、2023（令和5）年の国内の出生数は72万7,288人であり、過去最少を更新しています。さらに、複雑化・多様化する社会環境の中、児童虐待や不登校、こどもの自殺、こどもの貧困、ヤングケアラー等、こどもを取り巻く状況は深刻化しています。

国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2023（令和5）年4月にこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、さらに、同年12月にはこども基本法に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども基本法において、市町村は「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」を策定することが求められています。

また、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（2023（令和5）年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が2024（令和6）年6月に成立しました。

こうした状況を踏まえ、「第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承しつつ、安心して子育てができ、こどもが幸せに成長できるまちを目指し、今後5年間の基本理念、基本目標、取り組むべき施策、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定める「岩国市こども計画」を策定し、こども・若者に関する施策を総合的に推進します。

2 計画の位置づけ

- こども基本法第10条に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を一体的に策定しました。

【こども基本法第10条第2項】

第10条 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策の計画を含みます。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項】

第10条

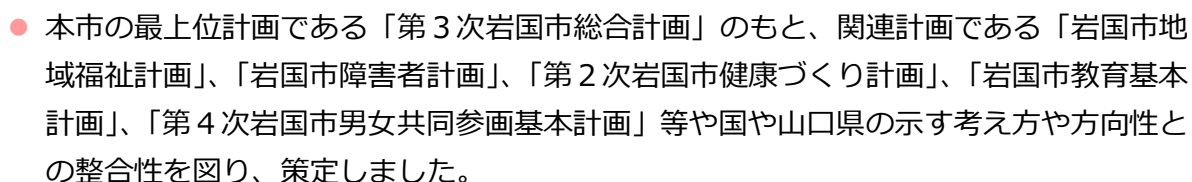
2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画を含みます。

【子ども・若者育成支援推進法第9条第2項】

第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



4 計画の対象

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義し、年齢の上限を設けていませんが、本計画では、「こども」はおおむね18歳未満を指すものとします。

また、「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満も対象）の者としてします。

5 計画の策定体制

（１）子ども・子育て会議の開催

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的とし、「保護者」、「事業者」、「学識経験者」等で構成される「岩国市子ども・子育て会議」において、計画に関する協議を行い、策定しました。

（２）子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査の実施

市民の子育て意識や実態を把握するため、2023（令和5）年12月22日から2024（令和6）年1月15日までの期間で、未就学児童の保護者及び小学生の保護者を対象として「子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

対象	未就学児童がいる世帯	小学生がいる世帯
抽出方法	無作為抽出法	
調査方法	郵送配布・郵送及びインターネットによる回収	
対象数	2,500	1,500
有効回収数	1,270	831
有効回収率	50.8%	55.4%

（３）子どもの生活実態調査の実施

こどもの生活習慣や家庭の状況等を把握するため、2024（令和6）年5月16日から6月3日までの期間で、市内の学校に通学する小学5年生、中学2年生のこどもとその保護者を対象として「子どもの生活実態調査」（以下、「生活実態調査」という。）を実施しました。

対象	小学5年生	中学2年生	保護者
調査方法	学校を通じて配布・郵送及びインターネットによる回収		
対象数	979	1,086	2,065
有効回収数	466	498	1,061
有効回収率	47.6%	45.9%	51.4%

（４）高校生の意識と生活に関する調査の実施

若者の考えや生活の状況を把握するため、2024（令和6）年8月27日から9月16日までの期間で、市内の高等学校に通学する生徒を対象として「高校生の意識と生活に関するアンケート調査」（以下、「高校生調査」という。）を実施しました。

対象	高校生
調査方法	学校を通じて配布・インターネットによる回収
対象数	2,529
有効回収数	773
有効回収率	30.6%

（５）パブリックコメントの実施

岩国市パブリックコメント（市民提言）制度実施要綱に基づき、2024（令和6）年12月16日から2025（令和7）年1月20日まで計画案を公表し、本計画に関する意見を求めました。

● ● 第2章 こどもを取り巻く現状 ● ●

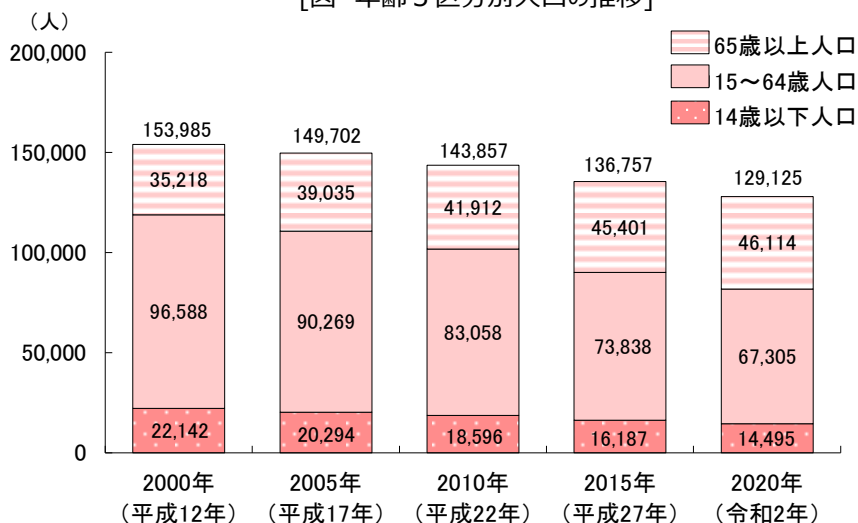
第2章 こどもを取り巻く現状

1 少子化の状況

(1) 人口の推移

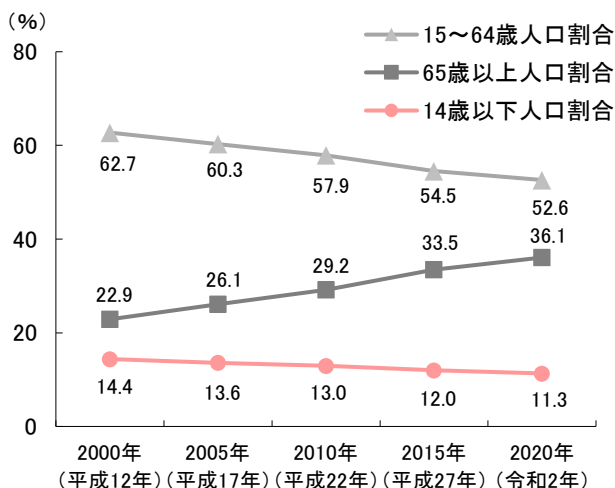
- 本市の国勢調査による 2020（令和2）年の総人口は 129,125 人であり、2000（平成12）年と比較すると 16.1%減少しています。
- 2020（令和2）年の14歳以下の人口は14,495人であり、2000（平成12）年と比較すると34.5%減少しています。
- 2020（令和2）年の14歳以下の人口割合は 11.3%、15～64 歳人口割合は 52.6%であり、いずれも低下傾向にあります。
- 14歳以下の人口割合は、全国、山口県と同様の値で推移しています。

[図 年齢3区分別人口の推移]

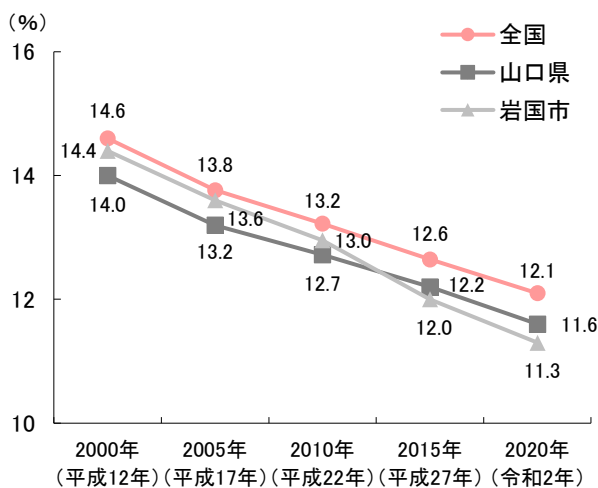


※総人口には年齢不詳を含む
資料：国勢調査

[図 年齢3区分別人口割合の推移]



[図 14歳以下人口割合の推移]

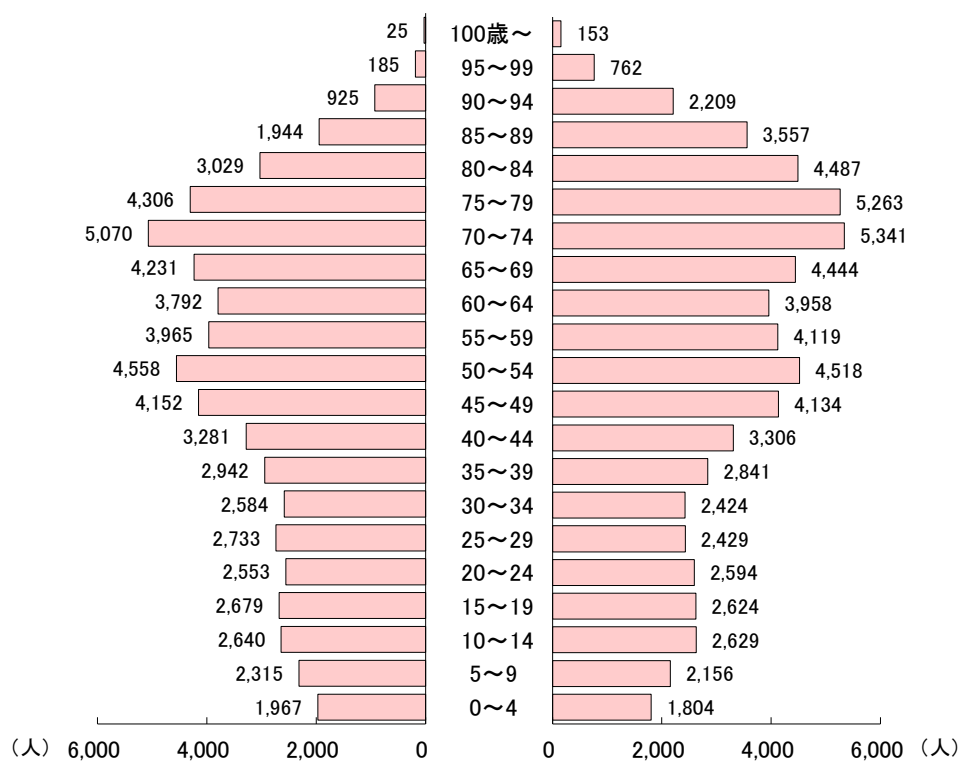


資料：国勢調査

(2) 人口ピラミッド

- 本市の2024（令和6）年4月1日現在の住民基本台帳人口の年齢別構成をみると、男女ともに70歳以上の高齢者人口が多く、39歳以下の人口は少なくなっています。

[図 人口ピラミッド]



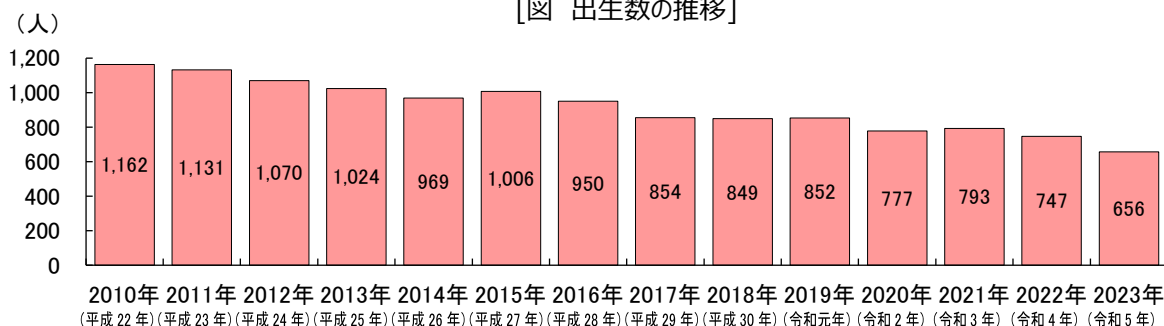
資料：住民基本台帳（2024（令和6）年4月1日現在）



(3) 出生数の推移

- 本市の2023（令和5）年の出生数は656人であり、2010（平成22）年と比較すると43.5%減少しています。

[図 出生数の推移]

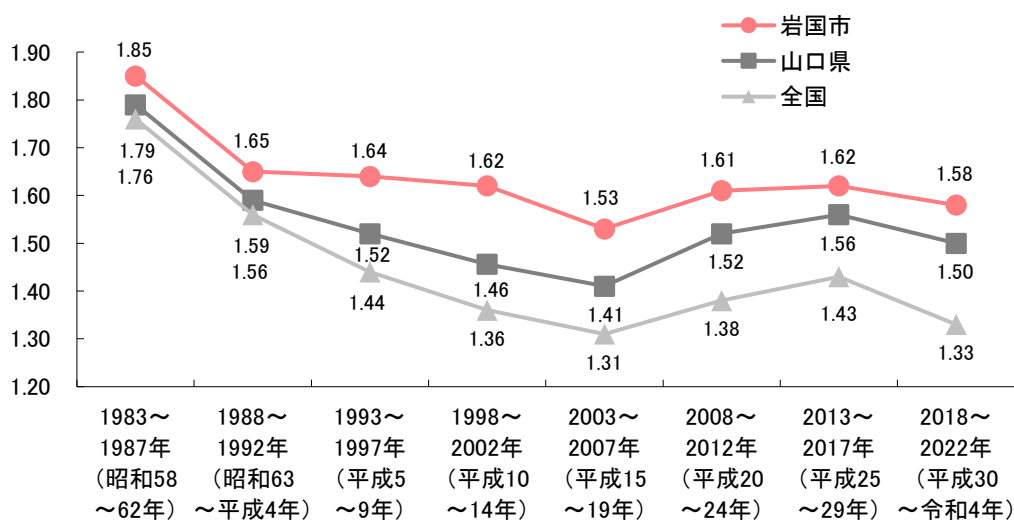


資料：人口動態調査

(4) 合計特殊出生率の推移

- 2018（平成30）年から2022（令和4）年の合計特殊出生率は1.58であり、人口置換水準である2.07を大きく下回っています。
- 本市の合計特殊出生率の推移は、山口県と同様の傾向にあり、1983（昭和58）年から1987（昭和62）年の1.85から減少し続け、2008（平成20）年から2012（平成24）年に増加に転じ、2018（平成30）年から2022（令和4）年に再び減少しています。

[図 合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移]



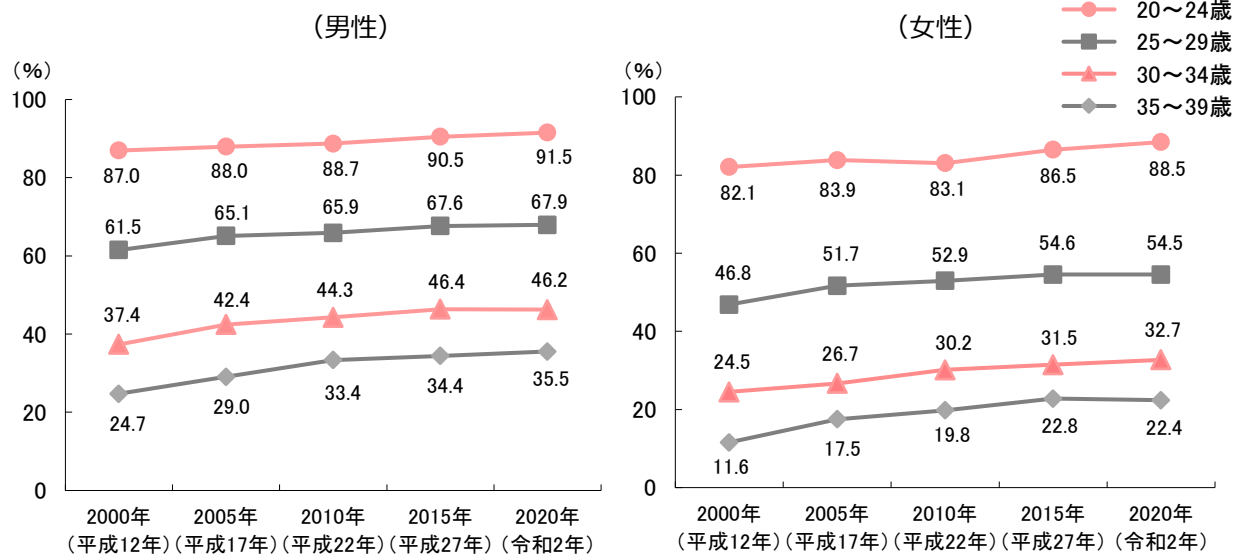
資料：人口動態統計特殊報告

- * 合計特殊出生率（バイズ推定値）15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。バイズ推定とは、市町村のように小地域での推定を安定的に行うための統計的手法です。
- * 人口置換水準とは、ある死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準のことです。

(5) 未婚率の推移

- 本市の2020（令和2）年の未婚率は、2000（平成12）年と比較すると男女ともにいずれの年齢層も上昇しています。
- 35～39歳の2020（令和2）年の未婚率は男性で35.5%、女性で22.4%であり、2000（平成12）年と比較すると、男女ともに10.8ポイント上昇しています。

[図 男女別未婚率の推移]



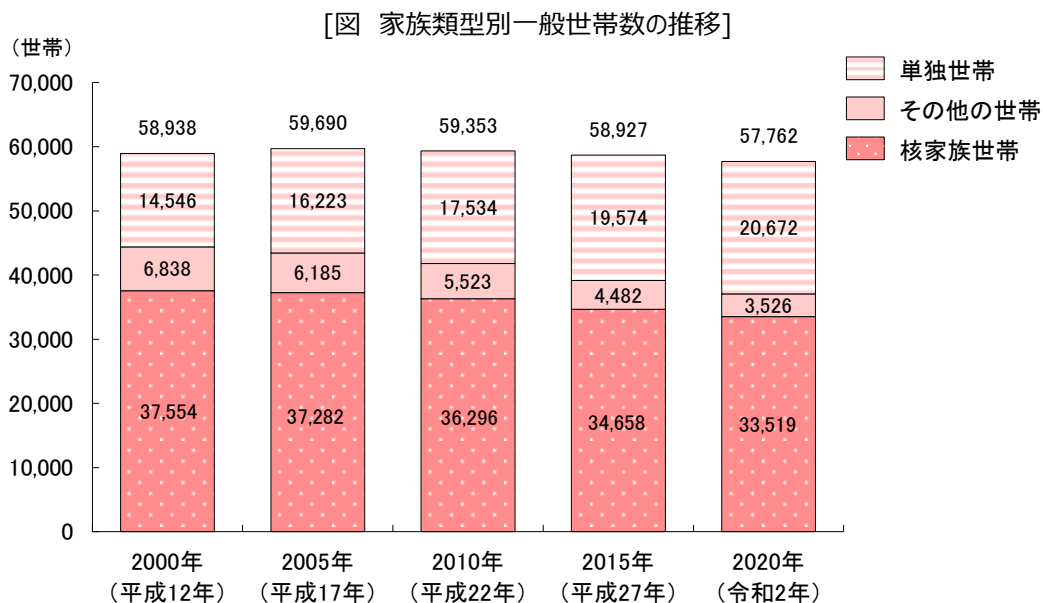
資料：国勢調査



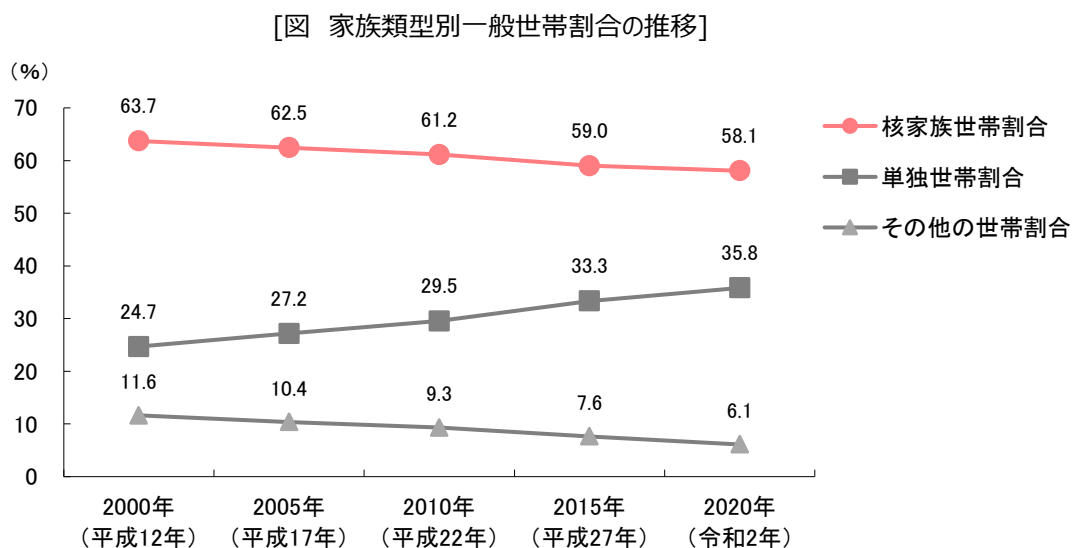
2 家庭の状況

(1) 家族類型別一般世帯数の推移

- 本市の2020（令和2）年の一般世帯数は57,762世帯であり、2005（平成17）年の後減少しています。
- 家族類型別にみると、核家族世帯数、3世代世帯等のその他の世帯数は減少傾向にあります。単独世帯（世帯員が一人だけの世帯）数は増加しています。



* 世帯総数には家族類型不詳世帯を含む
資料：国勢調査

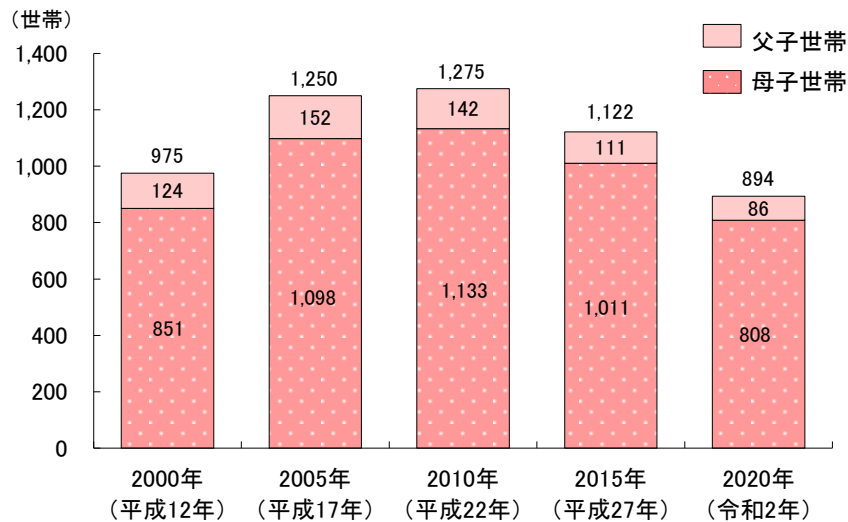


資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

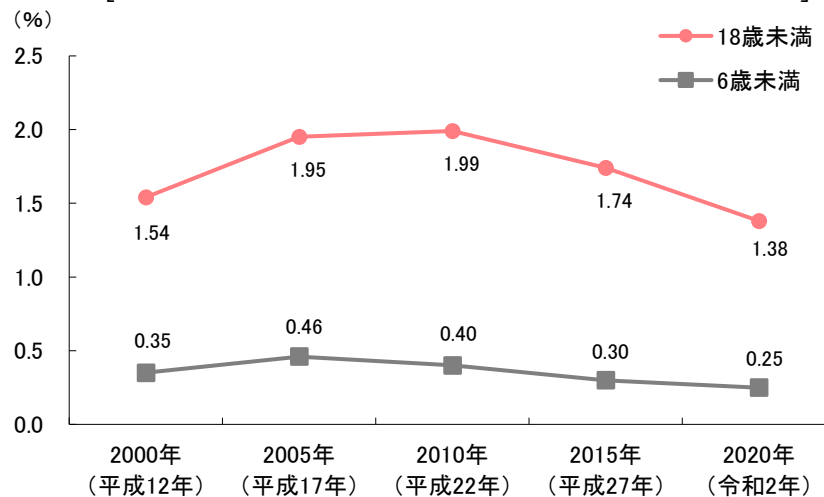
- 本市の2020（令和2）年のひとり親世帯数は894世帯であり、2010（平成22）年まで増加していましたが、その後減少しています。
- 本市の2020（令和2）年の一般世帯数に占めるひとり親世帯数の割合は6歳未満のこどものいるひとり親世帯が0.25%、18歳未満のこどものいるひとり親世帯が1.38%であり、ともに低下傾向にあります。

[図 母子・父子世帯数の推移]



資料：国勢調査

[図 6歳未満・18歳未満のこどものいるひとり親世帯割合の推移]

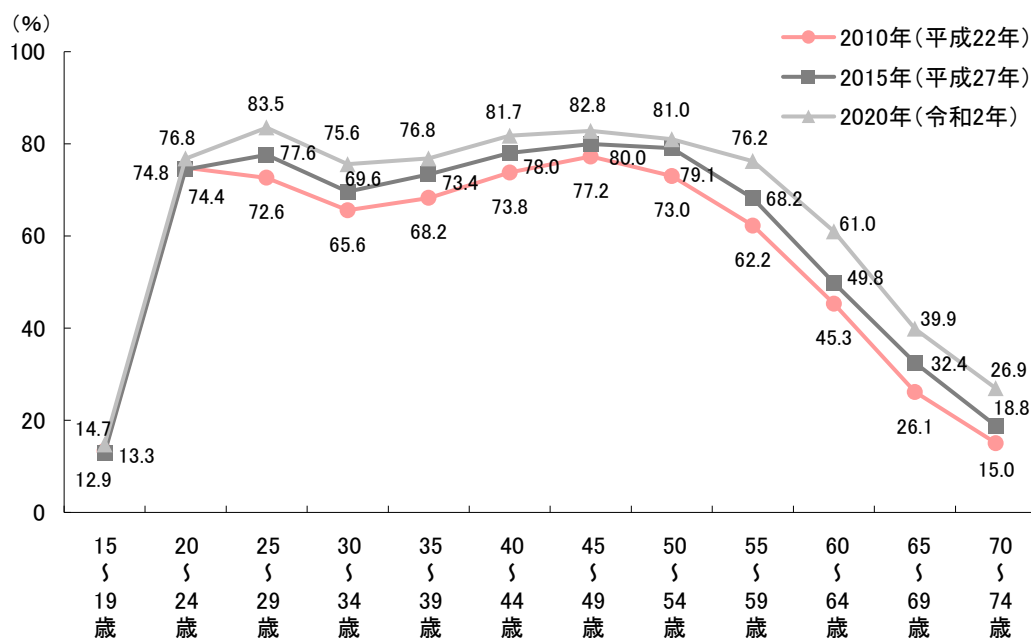


資料：国勢調査

3 女性の就労状況

- 本市の2020（令和2）年の女性の年齢別労働力率は、いずれの年齢層においても、2010（平成22）年、2015（平成27）年よりも上昇しています。
- 女性の年齢別労働力率は30～34歳、35～39歳で落ち込む緩やかなM字曲線を示しており、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落して就労する女性の様子を反映していると考えられます。
- 2020（令和2）年の30～34歳の労働力率は75.6%と、その落ち込みは緩やかになっており、このことは、以前よりも子育て世代の女性が就労するケースが多くなっていると考えられます。

[図 女性の労働力率の推移]



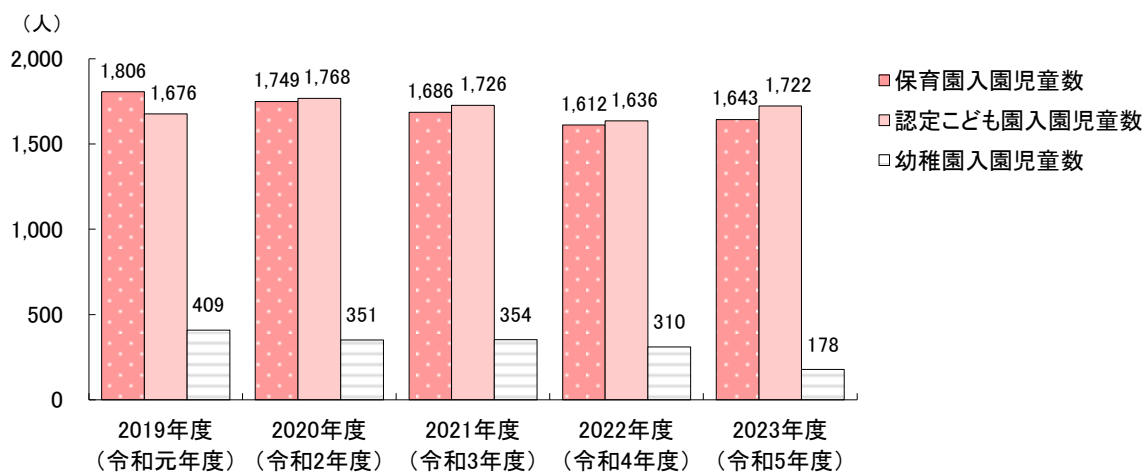
資料：国勢調査

4 こどもの状況

(1) 保育園・認定こども園・幼稚園の入園児童数の推移

- 本市の2023（令和5）年4月1日現在の保育園の入園児童数は1,643人、認定こども園の入園児童数は1,722人であり、2019（令和元）年度と比較すると、保育園の入園児童数は減少し、認定こども園の入園児童数は増加しています。
- 本市の2023（令和5）年4月1日現在の幼稚園の入園児童数は178人であり、2019（令和元）年度と比較すると大きく減少しています。

[図 保育園・認定こども園・幼稚園の入園児童数の推移]

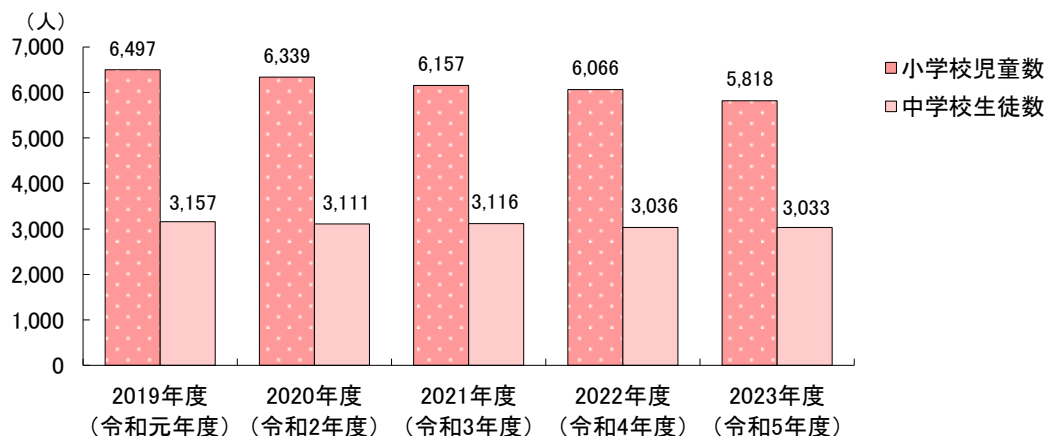


資料：岩国市（各年度4月1日現在）

(2) 小・中学校の児童生徒数の推移

- 本市の2023（令和5）年5月1日現在の小学校児童数は5,818人、中学校生徒数は3,033人となっており、減少傾向にあります。

[図 小・中学校の児童生徒数の推移]

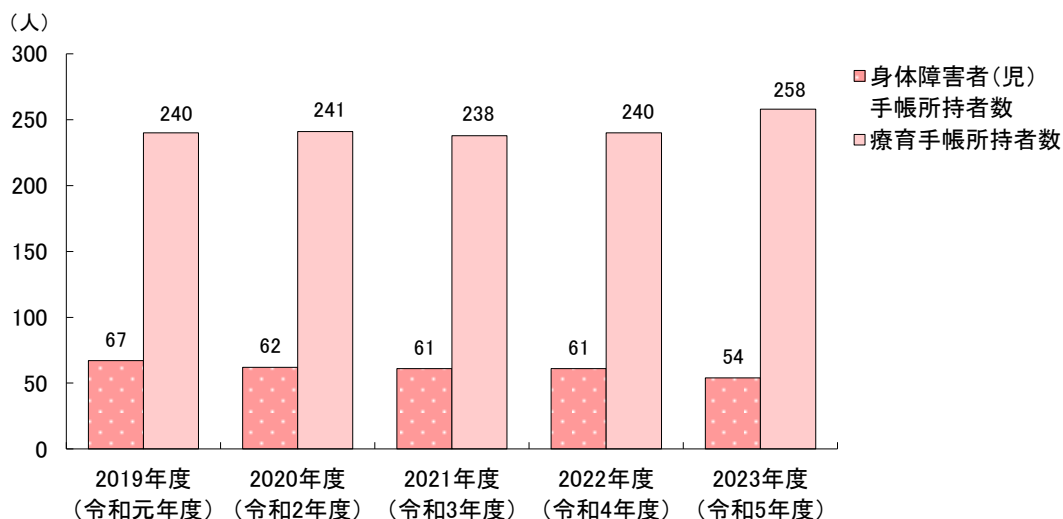


資料：岩国市（各年度5月1日現在）

(3) 18歳未満の身体障害者（児）手帳・療育手帳所持者数の推移

- 本市の2023（令和5）年4月1日現在の18歳未満の身体障害者（児）手帳所持者数は54人、療育手帳所持者数は258人であり、身体障害者（児）手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数はやや増加しています。

[図 18歳未満の身体障害者（児）手帳・療育手帳所持者数の推移]

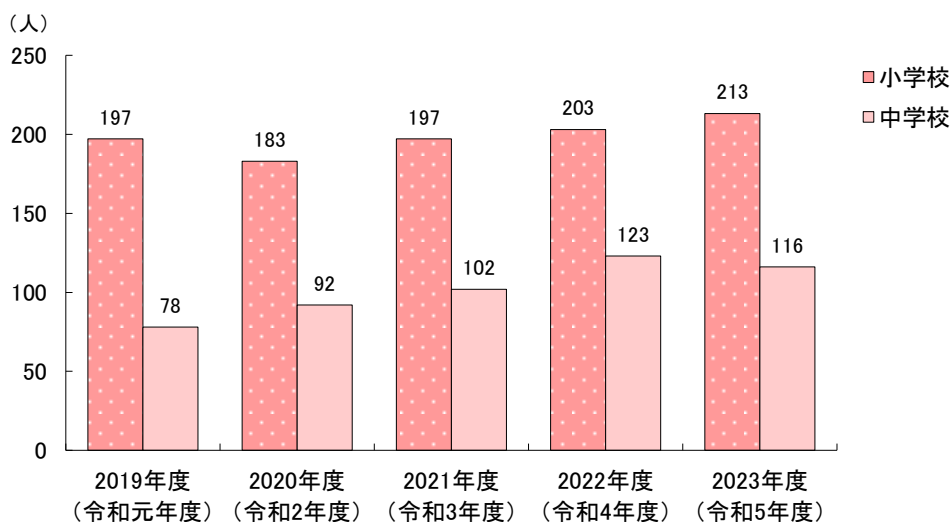


資料：岩国市（各年度4月1日現在）

(4) 特別支援学級における児童生徒数の推移

- 本市の2023（令和5）年5月1日現在の特別支援学級における児童生徒数は、小学校が213人、中学校が116人であり、2019（令和元）年度と比較すると、ともに増加しています。

[図 特別支援学級における児童生徒数の推移]

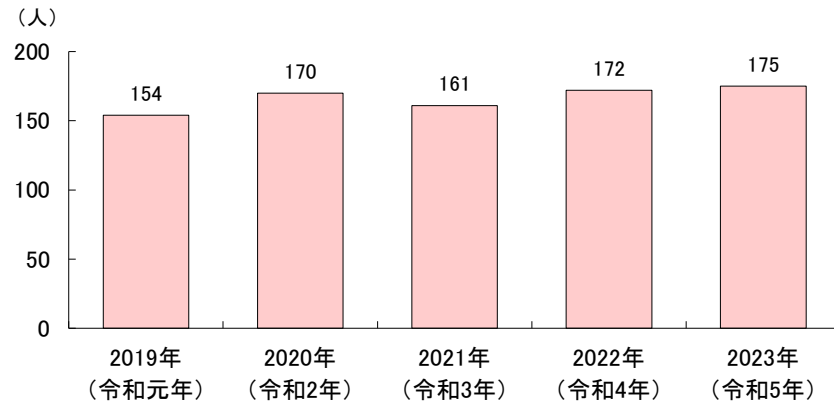


資料：岩国市（各年度5月1日現在）

(5) 18歳未満の外国人人口の推移

- 本市の2023（令和5）年4月1日現在の18歳未満の外国人人口は175人であり、2019（令和元）年と比較すると増加しています。

[図 18歳未満の外国人人口の推移]



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 児童虐待相談対応件数の推移

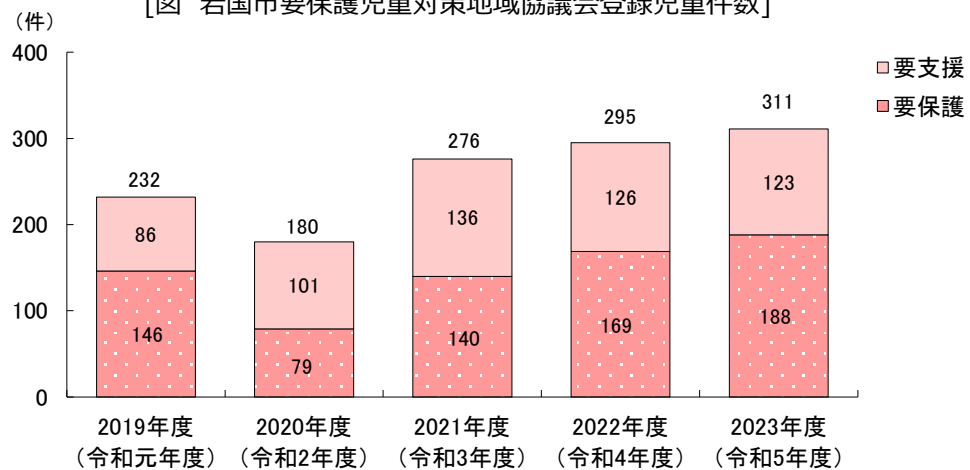
- 全国の2022（令和4）年度の児童虐待相談対応件数は214,843件であり、増加傾向にあります。
- 本市の2023（令和5）年度の要保護児童対策地域協議会の登録児童件数は311件であり、2020（令和2）年度の後増加しています。

[表 児童虐待相談対応件数の推移（全国）]

	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
全国（件）	193,780	205,044	207,660	214,843

資料：こども家庭庁

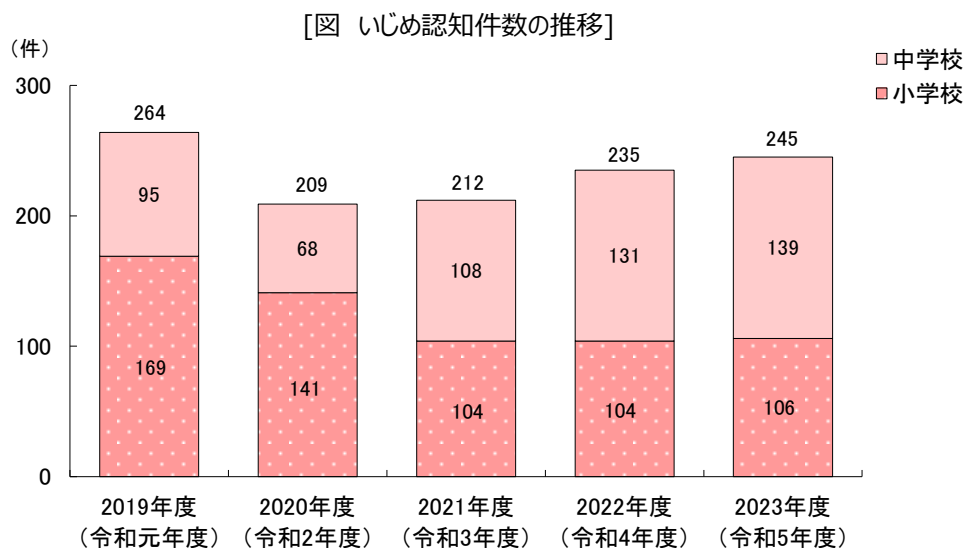
[図 岩国市要保護児童対策地域協議会登録児童件数]



資料：岩国市

(7) いじめ認知件数の推移

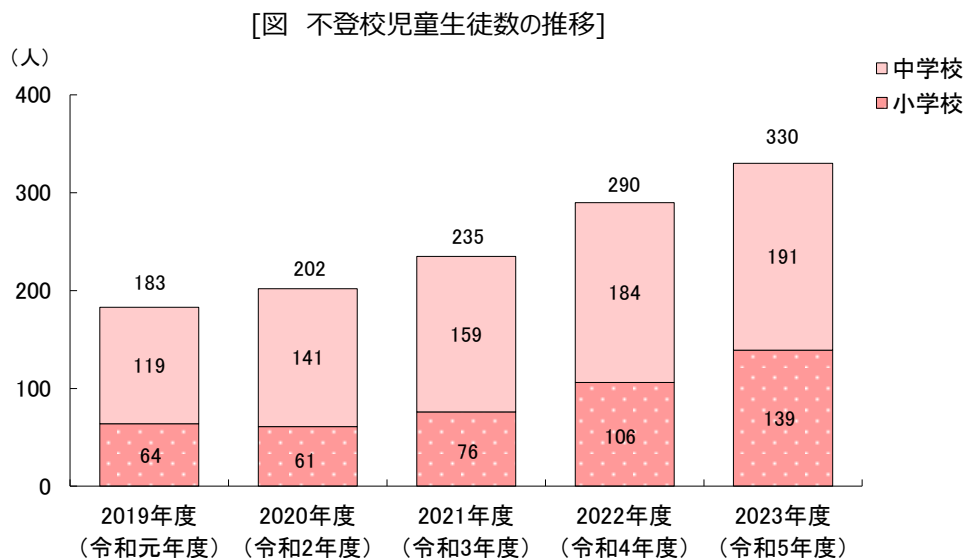
- 本市の2023（令和5）年度のいじめ認知件数は245件であり、小学校は2021（令和3）年度に減少した後横ばいとなっていますが、中学校では増加傾向にあります。



資料：岩国市

(8) 不登校児童生徒数の推移

- 本市の2023（令和5）年度の不登校児童生徒数は330人であり、小・中学校ともに増加しています。



資料：岩国市

● ● 第3章 第2期計画の評価 ● ●

第3章 第2期計画の評価

1 「基本目標1 子どもの安全を確保する」について

(1) 児童虐待防止策の充実

【主な取組・評価】

- 体罰や暴言によりこどもの心や体を傷つけることは虐待となるという正しい認識が持てるよう、保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校等を通して啓発活動を実施したことにより、保護者の虐待に対する認識を深めることができました。
- 虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のために、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図り、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有することにより、適切な支援を行いました。
- 生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞いて相談に応じるとともに、支援が必要な家庭については、適切な対応を行うため関係機関につなげました。

[表 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実施件数	件数	766家庭のうち 733家庭	798家庭のうち 776家庭	745家庭のうち 713家庭	673家庭のうち 666家庭
実施率	%	95.7	97.2	95.7	99.0

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 育児不安や負担が大きい未熟児、多胎児、発達に課題のあるこども、障害のあるこどもなどの保護者について、必要に応じて保育や教育、医療・療育等、専門機関と連携を図りながら相談支援を行いました。

[表 心身障害児療育相談会・乳幼児発達クリニックの利用状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
利用人数	人数	11	19	21	12

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 養育支援訪問事業において、養育に関する指導・助言や家事援助等により家庭の負担を軽減するだけでなく、家庭状況を把握することにつながりました。

【課題】

- 妊娠・出産・育児期の家庭の状況を把握し、悩みや気がかりなことがあればいち早く各相談機関や地域の子育て支援サービスにつなげることができる体制を継続する必要があります。

- 子育てに困難を抱える家庭等からの相談に応じてこどもや家庭に適切な援助を行い、児童虐待に至ることを未然に防ぐことや、児童虐待が発生した時に迅速・的確に対応することができるよう、地域の見守りや支援体制強化等を図ることが必要です。

(2) 子育てを支える地域社会の形成

【主な取組・評価】

- 地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの取組において、学校運営協議会委員と教職員、さらに児童生徒を交えて協議することで、関係者みんなでコミュニティ・スクールの仕組みを共有して活動の充実を図ることができ、また、児童生徒の発案による地域貢献活動への参加や地域住民が日常的に教育活動に関わる取組が増えました。
- 地域学校協働活動推進員が中心になり、地域、保護者、学校が一体となって協働活動や登下校の見守り、清掃活動、除草作業を行いました。
- 母子保健推進員が2歳未満のこどものいる家庭を訪問して子育てに関する情報提供や、育児不安や孤立感を軽減するために保護者の交流の場を提供するなど、安心して子育てができるように支援を行いました。

[表 母子保健推進員による訪問件数（乳児家庭全戸訪問事業を含む。）]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
家庭訪問延件数	件数	14,418	15,083	15,515	14,878

資料：岩国市（各年度3月末現在）

[表 母子保健推進員による地域活動の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
開催回数	回数	19	31	48	40
参加人数	延人数	368	640	741	1,068

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流、子育てに関する相談、情報提供を行うことで、安心して子育てができる環境をつくりました。
- 地域の人の参画を得て、すべての児童を対象とした放課後子供教室は、学習補助、スポーツ、野外活動、調理、文化活動と、事業内容も多岐に渡り、学校だけでは体験できないことが学べる機会を設けました。

[表 放課後子供教室の実施状況]

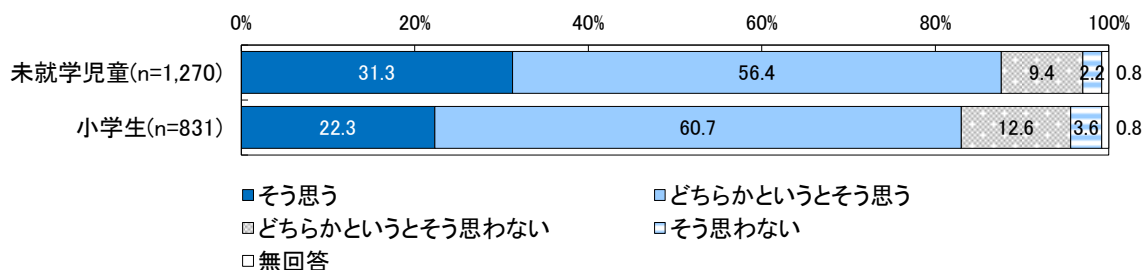
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実施箇所数	箇所	13 (15小学校区)	13 (15小学校区)	13 (14小学校区)	14 (17小学校区)
全事業数	事業	237	289	263	234
利用人数	延人数	2,605	2,590	2,613	2,769

資料：岩国市（各年度3月末現在）

【アンケート調査結果】

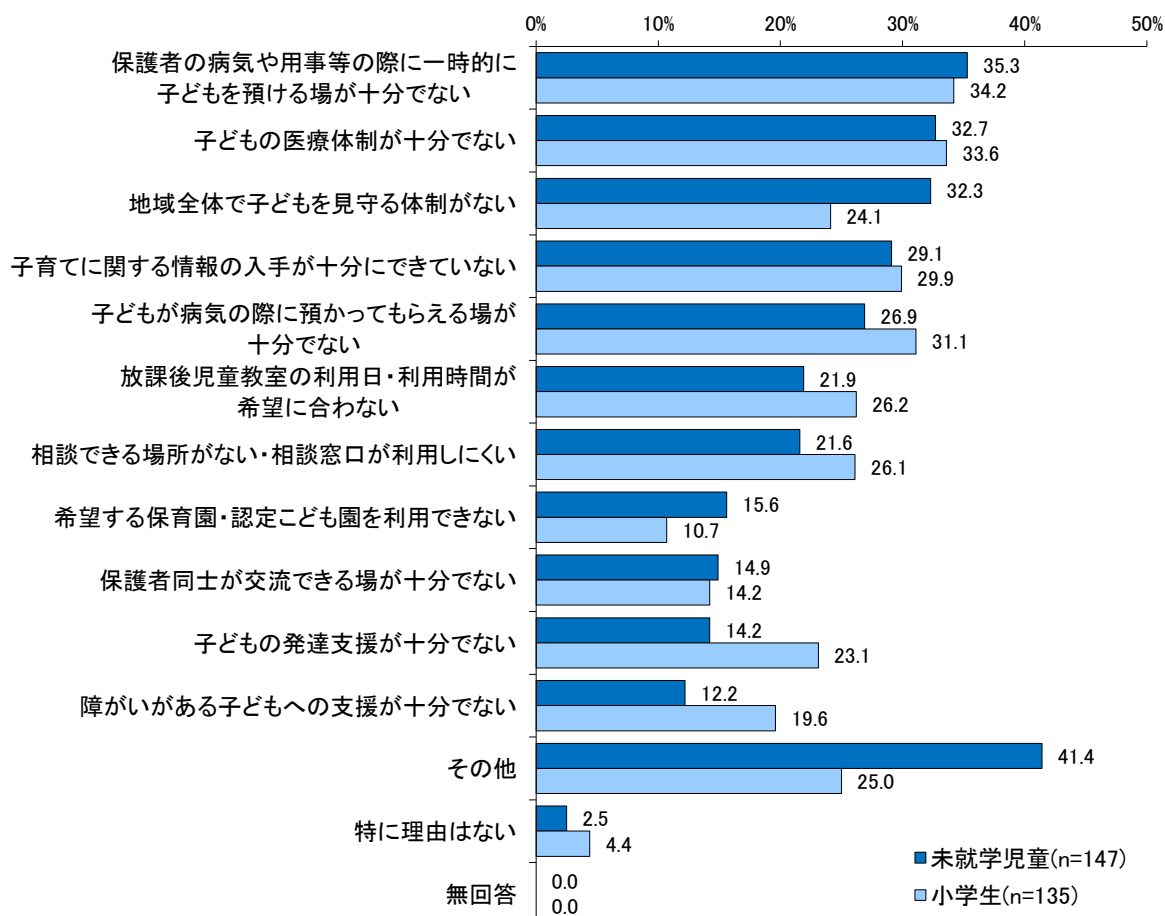
- 「岩国市が安心して子どもを産み育てることができるまちだと思うか」について、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかというと思う」）と回答した割合が未就学児童の保護者で 87.7%、小学生の保護者で 83.0%となっています。

〔図 安心して子どもを産み育てることができるまちとしての評価（ニーズ調査）〕



- 「岩国市が安心して子どもを産み育てることができるまちだと思わない理由」として、未就学児童の保護者では「保護者の病気や用事等の際に一時的に子どもを預ける場が十分でない」、「子どもの医療体制が十分でない」、「地域全体で子どもを見守る体制がない」、小学生の保護者では「保護者の病気や用事等の際に一時的に子どもを預ける場が十分でない」、「子どもの医療体制が十分でない」、「子どもが病気の際に預かってもらえる場が十分でない」と回答した割合が上位となっています。

〔図 岩国市が安心して子どもを産み育てることができるまちだと思わない理由（ニーズ調査）〕



【課題】

- こども・若者、子育て家庭が安心して生活することができるよう、子育てに関する団体が連携し、地域の交流や見守り支援が広がる必要があります。
- 地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの取組や放課後子供教室、地域団体等の活動は、こどもや地域、関係機関の連携が強化され、こども自身の様々な経験と地域の見守りや支援につながるため、今後もそれらの活動の充実や地域への周知を図ることが必要です。

(3) 子育てしやすい生活環境の整備

【主な取組・評価】

- こどもと一緒に遊び場である公園の安全点検を実施することで、危険箇所の見分け方を知ってもらい、防犯意識を高めました。
- 保護者、道路管理者、警察等と合同で通学路の安全確認、危険箇所の点検を行い、2020（令和2）年度から5年の間に173件の危険箇所の対策が実施されました。
- 学校、保育園、認定こども園、幼稚園において、交通安全教室（自転車教室を含む）や危険予測学習を実施し、こどもの交通安全意識の向上に努めました。

[表 交通安全教室の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
保育園・認定こども園・幼稚園	開催回数	120	113	144	195
小・中学校	開催回数	5	2	9	7

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 岩国市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新を実施しました。

[表 公園の整備状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
遊具更新	公園数	8（15施設）	14（18施設）	7（9施設）	5（8施設）

資料：岩国市（各年度3月末現在）

【課題】

- 今後も、こどもを事故や犯罪から守るため、関係機関・団体、地域住民と連携を強化し、こどもと子育て家庭が安全・安心に生活できる地域の環境整備を進めることが必要です。

2 「基本目標 2 子どもと親の健康を守る」について

(1) 母子保健施策の推進

【主な取組・評価】

- 妊婦が精神的、身体的に健康な状態で出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査を実施しました。
- 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査や発達相談の実施、医療・療育等の専門機関と連携したこどもの成長発達支援とともに、健診結果後の継続支援や要精密検査となった乳幼児のフォローを行いました。
- 乳幼児健康診査は、毎年度95.0%以上の乳幼児が受診をしています。

[表 乳幼児健康診査受診率]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
3か月児	%	98.5	98.4	96.8	98.7
1歳6か月児	%	97.8	98.0	96.7	96.4
3歳児	%	97.5	96.1	95.5	95.7

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 乳幼児の予防接種の接種状況に応じた接種勧奨の実施により、接種忘れを防止することができ、接種率向上につながりました。
- 一般不妊治療費助成事業に加え、岩国市特定不妊治療支援事業を実施するとともに、2022（令和4）年度からは不育症の検査や治療費用の一部について助成を開始し、経済的負担の軽減を図りました。

[表 不妊治療に係る経済的支援の状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
一般不妊治療費 助成事業	件数	80	59	62	51
岩国市特定不妊 治療支援事業 (2022(令和4)年度事業終了)	件数	87	151	53	1
岩国市不育症検査 治療費助成事業	件数	-	-	5	6

資料：岩国市（各年度3月末現在）

【課題】

- 今後も、妊娠前から妊娠期、出産、子育て期まで、切れ目のない保健・医療体制をさらに強化することが必要です。

(2) 妊娠から子育てまでの相談体制の充実

【主な取組・評価】

- 妊娠届出時は、母子に最初に関わる重要な機会ととらえ、保健師・助産師が面談を行い、健康状態や妊娠・出産に対する不安や悩みなどを把握し、保健指導を実施するとともに、継続支援が必要なハイリスク妊婦には家庭訪問等により継続的な支援を実施しました。
- 妊娠から出産、子育てまでの総合相談窓口がこども家庭センターとなったことで、母子保健だけでなく、児童福祉についても一体的に相談対応できるようになり、切れ目ない支援が実施できています。
- 医療機関とも連携を図り、産後うつの早期発見と対応を行うとともに、産後の心身の安定を図り、安心して子育てに向き合えるよう、子育て支援ヘルパー派遣事業や産後ケア事業など、産後の支援の充実を図りました。

[表 産後ケア事業（宿泊型）の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
利用者数	延利用者数	13	12	6	9

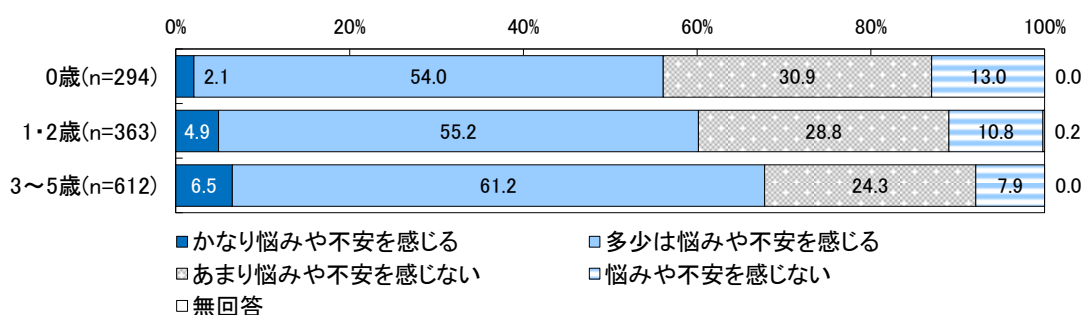
資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 子育て支援ネットワーク会議にて、各地域子育て支援センターとの連携を図り、相談体制の強化を行いました。
- 妊娠届出時に、イクメン手帳とともに子育てガイド（プラン）を配布し、家族の育児休暇についての説明やマタニティ教室の妊婦以外の参加受付を行うなど、父親を含めた家族全体で育児をする生活をイメージしてもらえるよう、働きかけました。

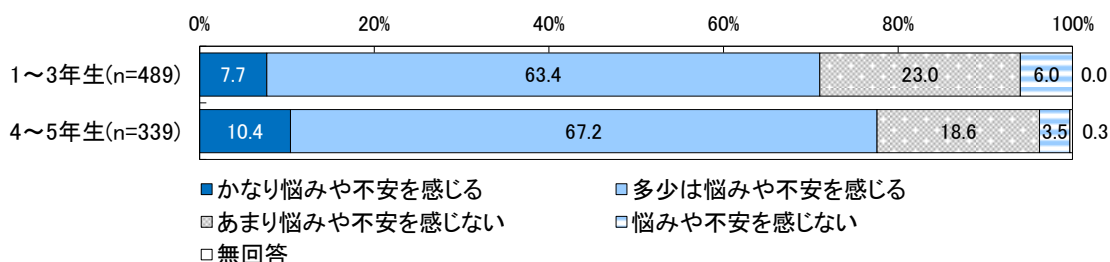
【アンケート調査結果】

- 子育てに『悩みや不安を感じる』（「かなり悩みや不安を感じる」＋「多少は悩みや不安を感じる」）と回答した割合が5～7割台となっています。
- 『悩みや不安を感じる』と回答した割合は、年齢が上がるほど高く、4～5年生の保護者で77.6%となっています。

[図 子育てに悩みや不安を感じる状況（未就学児童・年齢別/ニーズ調査）]

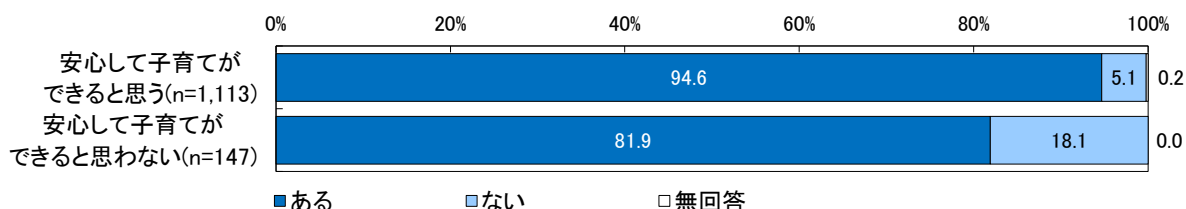


[図 子育てに悩みや不安を感じる状況（小学生・学年別/ニーズ調査）]

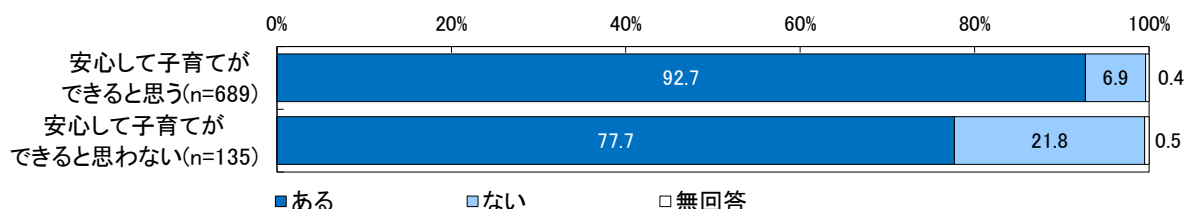


- 「安心して子どもを産み育てることができるまちとしての評価」別に子育てに関する相談先の有無をみると、安心して子育てができると思わない層では相談先が「ない」と回答した割合が約2割となっています。

[図 子育てに関する相談先の有無（未就学児童・安心して子どもを産み育てることができるまちとしての評価別/ニーズ調査）]



[図 子育てに関する相談先の有無（小学生・安心して子どもを産み育てることができるまちとしての評価別/ニーズ調査）]



【課題】

- 安心して出産できる環境を維持するために、周産期医療を担う関係機関が連携した体制を充実させる必要があります。
- 今後も、子育てに関する不安や負担を感じている家庭を、身近な相談の場である、こども家庭センターや子育て支援センター等の支援機関につなぐ体制をさらに充実させる必要があります。
- 今後も、父親をはじめ家庭全体で育児をすることの大切さの啓発や、家族も参加しやすい教室の開催等に取り組むとともに、妊産婦だけでなく、父親の育児支援や心身の健康について伝える機会を設ける必要があります。

(3) 思春期の保健対策及び有害環境対策の推進

【主な取組・評価】

- 母子保健推進員などの地域ボランティアや公民館、中学校などと連携し、「乳幼児と中学生とのふれあい体験学習」を開催しました。
- 中学校、高校に出向き、授業の一環として思春期教室を実施しました。

[表 思春期教室等の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
乳幼児と中学生とのふれあい体験学習・思春期教室	開催回数	6	6	13	17
	参加人数	255	288	1,005	1,263

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- コロナ禍の影響で教育活動に制限のある中、各学校において様々な工夫を取り入れた保健教育を実施し、発達段階に応じた資質・能力を育成することに努めました。
- 少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題について、学校、家庭、地域及び児童相談所、警察署等の関係機関と連携を強化し、こどもの心の問題に寄り添い、対応を行いました。

【課題】

- こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、生命に関する知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自分に合ったサポートを受けたりできる環境づくりが必要です。
- 今後も、若いうちから妊娠・出産を含めた将来のライフプランを考え、自分の生活に向き合い、健康を維持していくことができる取組を実施していくことが必要です。

3 「基本目標 3 支援を要する子どもや家庭を支える」について

(1) ひとり親家庭等の自立支援

【主な取組・評価】

- 手当の支給や医療費の助成等により、ひとり親家庭等の経済的な負担の軽減を図りました。
- ひとり親家庭の父母を対象とし、技能や資格を取得するための給付金を支給しました。
- 母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭等が抱えている問題の相談に応じ、解決に向けた助言や情報提供を行っており、困難案件については、関係機関と連携して取り組むなど、相談者の自立に向けた支援を行いました。

[表 母子・父子自立支援員による相談受付の実施状況]

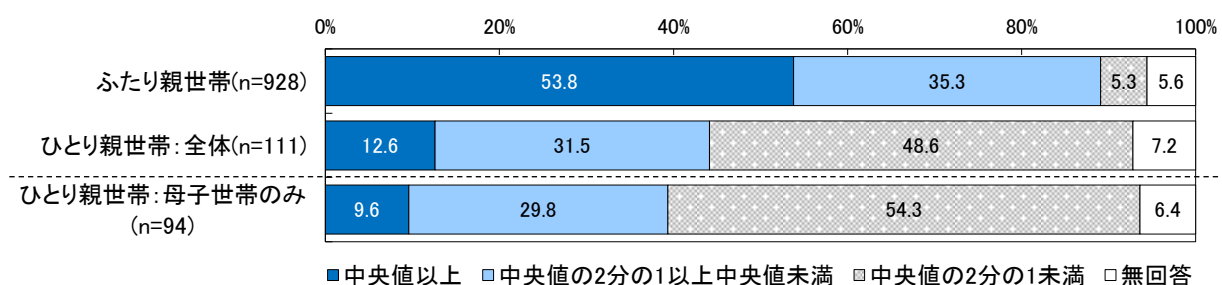
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
相談受付件数	件数	486	418	542	594

資料：岩国市（各年度3月末現在）

【アンケート調査結果】

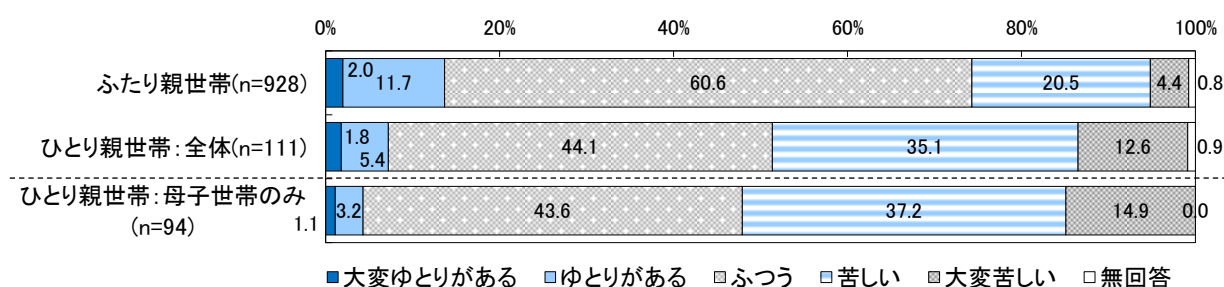
- 「貧困」の課題を抱えている世帯である「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、ひとり親世帯で48.6%、母子世帯では54.3%となっています。

[図 等価世帯収入の水準（世帯構成別/生活実態調査（保護者））]



- 「現在の暮らしの状況」が『苦しい』（「大変苦しい」＋「苦しい」）と回答した割合は、ひとり親世帯で47.7%、母子世帯では52.1%となっています。

[図 現在の暮らしの状況（世帯構成別/生活実態調査（保護者））]



【課題】

- ひとり親家庭の父親や母親の就労のための支援等により、困難な状況にある子育て家庭の生活の安定と自立を促進することが必要です。

（２）障害のある子どもがいる家庭への支援

【主な取組・評価】

- 心身に障害がある、又は、発達に課題のあるこどもとその保護者等に、療育に関する総合的な相談支援を行い、健やかな成長を促すとともに、家族が抱える不安を軽減しました。

[表 療育支援事業の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障害児等総合 療育相談訓練事業	延人数	相談：2,977 訓練：3,819	相談：2,937 訓練：3,351	相談：2,760 訓練：3,865	相談：2,827 訓練：4,689
ことば・きこえの教室 (幼児部)	実人数	68	73	71	63
こどもの発達支援体制 整備事業 (あいあいサークル)	延べ組数	501	511	545	614

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 児童発達支援センターを中心として関係機関と連携し、発達上の課題確認、障害の早期発見からの早期療育を開始できるよう療育・相談体制の充実を図りました。

- サービス提供事業所において、児童の障害特性に応じた課題の解決についての提案や適切なサービス提供を行い、保護者が育児などについて一人で不安や悩みを抱えこまないよう相談支援を行いました。

[表 障害福祉サービスの実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援センター	事業所数	-	1	1	1
児童発達支援	事業所数	4	6	7	9
放課後等デイサービス	事業所数	10	11	11	15
保育所等訪問支援	事業所数	2	3	5	6
相談支援事業所 による支援	事業所数	6	6	6	6

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 保育園、認定こども園、幼稚園、放課後児童教室等において、職員を加配したほか、施設のバリアフリー化対応を行うことで、障害などの配慮が必要な児童が利用しやすい環境づくりを進めました。
- 小・中学校において、障害のある児童生徒に対し、日常生活の介助や学習活動のサポートを行うため、特別支援教育支援員を配置しました。

[表 特別支援教育支援員の配置状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
配置人数	人数	38	40	42	54

資料：岩国市（各年度3月末現在）

【課題】

- 障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、障害のある児童が保育園や認定こども園、幼稚園、学校において、合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援、教育を受けられる環境づくりが必要です。
- 障害のある児童とその家族が、住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援を受けることができる体制の充実を図る必要があります。

(3) 子どもの貧困対策の推進

【主な取組・評価】

- こどもと家庭の問題についての相談窓口であるこども相談室の充実を図り、早急に相談対応に当たることができ、相談者が必要とする支援やサービスにつなげました。
- 生活困窮者自立支援事業及び生活保護制度の実施において、生活困窮家庭の自立を支援しました。

- 生活困窮家庭（生活保護受給世帯又は就学援助受給世帯等）を対象に学習支援事業を実施し、進路相談、学びの場の提供及び学習支援等を行うとともに、居場所づくり、生活習慣の形成、育成環境の改善への働きかけを行いました。

[表 学習支援事業の実施状況]

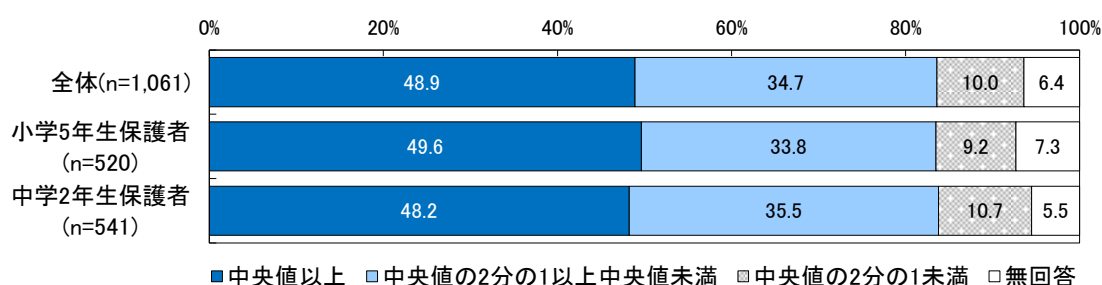
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
開催回数	回数	81	81	84	87
参加人数	延人数	754	699	902	886

資料：岩国市（各年度3月末現在）

【アンケート調査結果】

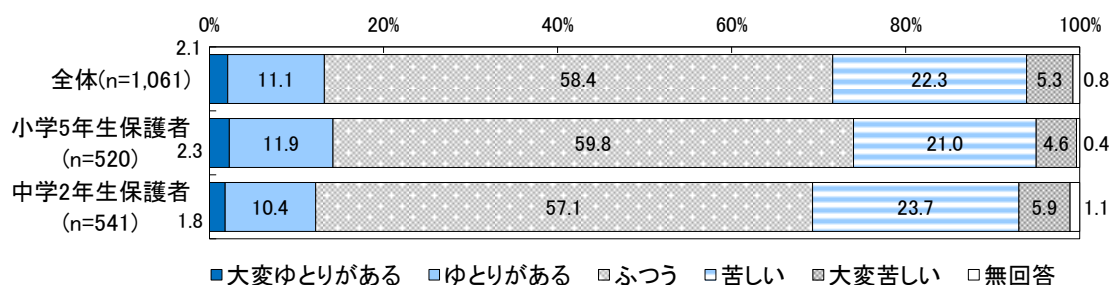
- 等価世帯収入の水準について、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当する割合は、小学5年生の保護者で33.8%、中学2年生の保護者で35.5%、「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、小学5年生の保護者で9.2%、中学2年生の保護者で10.7%となっています。

[図 等価世帯収入の水準（生活実態調査（保護者））]



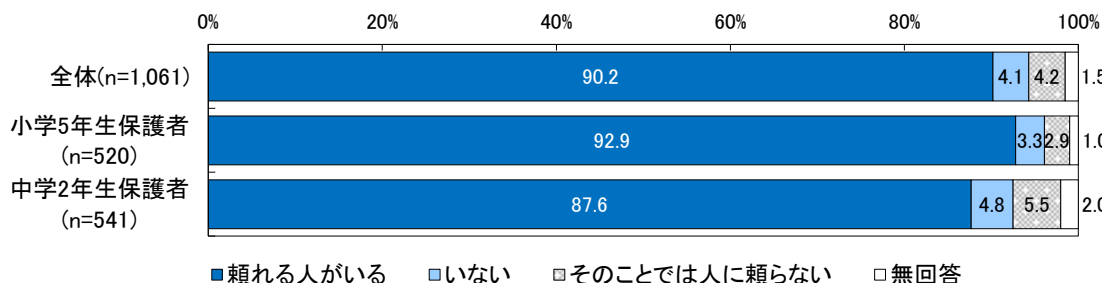
- 「現在の暮らしの状況」について、『苦しい』（「大変苦しい」＋「苦しい」）と回答した割合は、小学5年生の保護者で25.6%、中学2年生の保護者で29.6%、となっています。

[図 現在の暮らしの状況（生活実態調査（保護者））]



- 「子育てに関する相談で頼れる人の有無」について、「いない」と回答した割合は、小学5年生の保護者で3.3%、中学2年生の保護者で4.8%となっています。

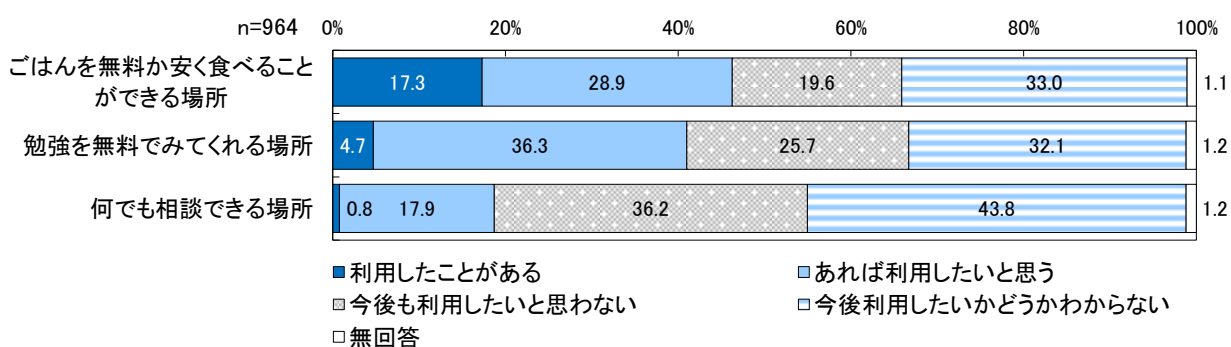
[図 子育てに関する相談で頼れる人の有無（生活実態調査（保護者））]



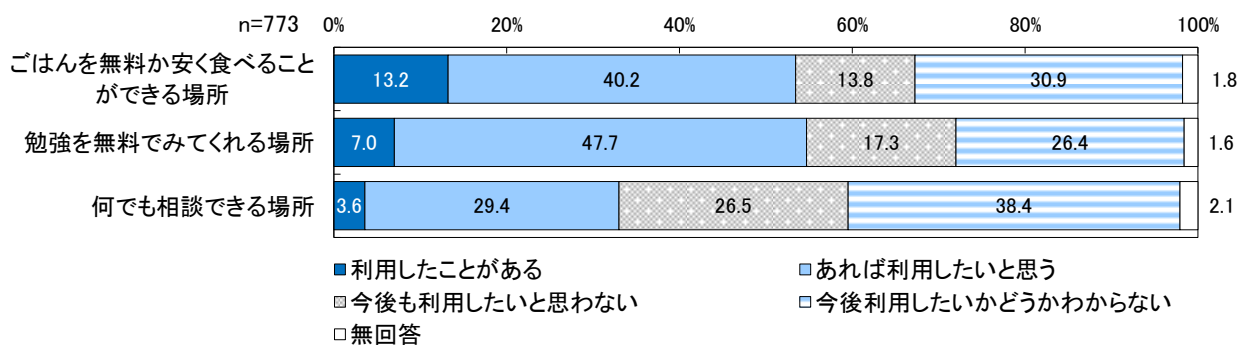
- こどもの「居場所の利用状況」について、「利用したことがある」と回答した割合は、「ごはんを無料か安く食べることができる場所」で小・中学生が17.3%、高校生が13.2%、「勉強を無料でみてくれる場所」で小・中学生が4.7%、高校生が7.0%、「何でも相談できる場所」で小・中学生が0.8%、高校生が3.6%となっています。

[図 こどもの居場所の利用状況（生活実態調査（こども）・高校生調査）]

(小学5年生・中学2年生)



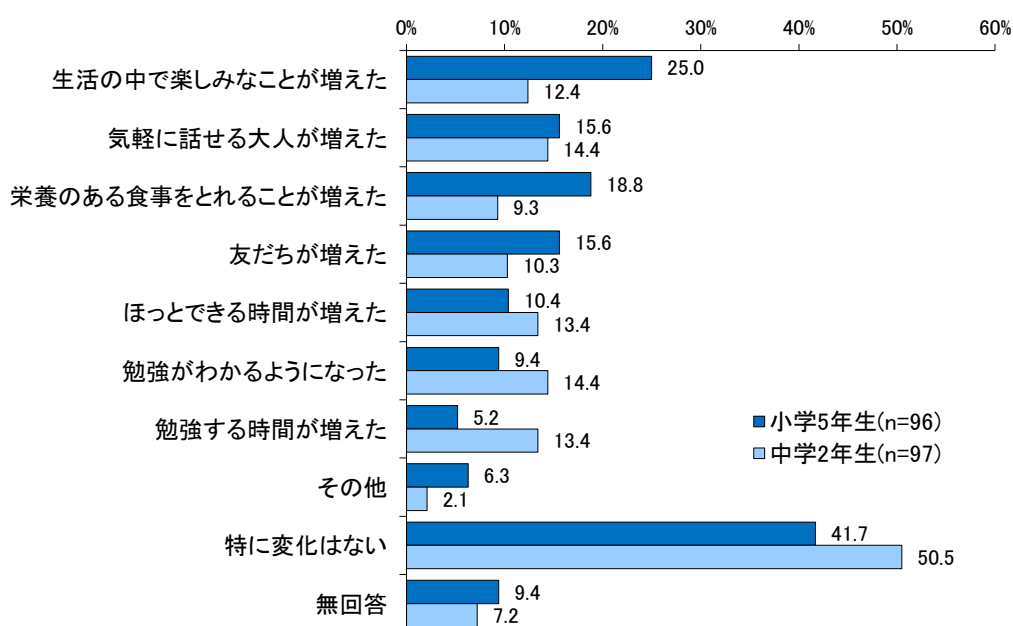
(高校生)



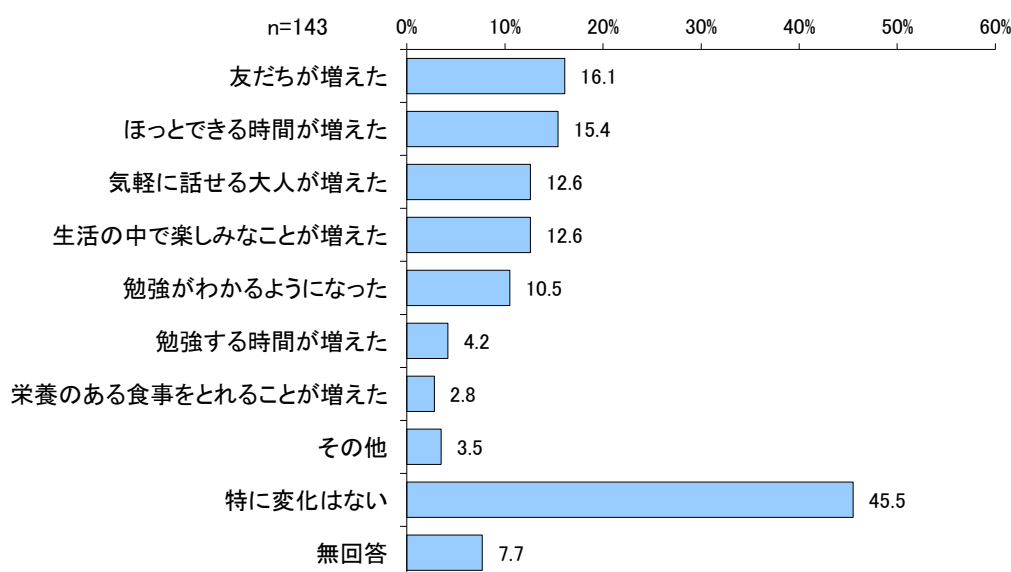
- こどもの「居場所を利用したことによる変化」について、小学生では、「生活の中で楽しみなことが増えた」と回答した割合が25.0%と最も高く、「栄養のある食事をとれることが増えた」（18.8%）が続いています。
- 中学生では、「気軽に話せる大人が増えた」、「勉強がわかるようになった」と回答した割合がともに14.4%と最も高くなっています。
- 高校生では、「友だちが増えた」と回答した割合が16.1%と最も高く、「ほっとできる時間が増えた」（15.4%）が続いています。

[図 こどもの居場所を利用したことによる変化（生活実態調査（こども）・高校生調査）]

（小学5年生・中学2年生）

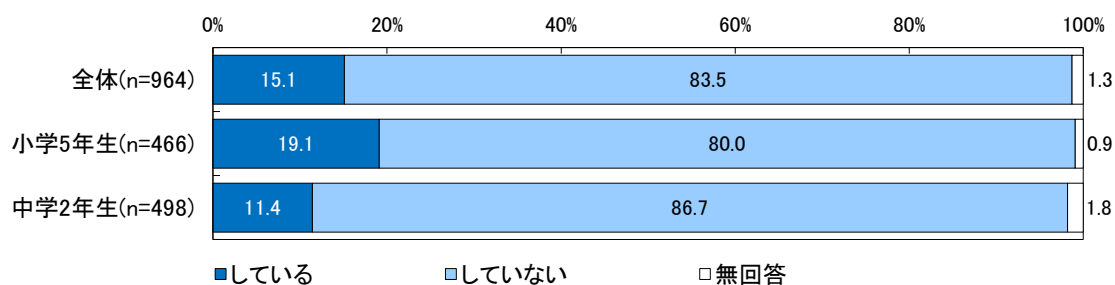


（高校生）



- 「日常的な家族の世話の有無」について、「している」と回答した割合は小学5年生で19.1%、中学2年生で11.4%となっています。

[図 日常的な家族の世話の有無（生活実態調査（こども））]



【課題】

- 保護者の就労のための資格取得や能力向上に向けた支援等により、経済的に困難な状況にある子育て家庭の生活の自立を促進することが必要です。
- 保護者の経済状況や世帯状況等にかかわらず、すべてのこどもの自立を支援するための教育環境の充実を図ることが必要です。
- 近年、こどもの貧困、ヤングケアラー等、こどもや子育て世帯を取り巻く環境において、様々な課題が顕在化してきており、個人が抱える課題も複雑化しているため、こどもや子育てを行う保護者が困難な状況の中で孤立しないよう、相談しやすい体制・環境づくりや、こどもの居場所づくりを進めていくことが必要です。



4 「基本目標 4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる」について

(1) 子育て支援サービスの充実

【主な取組・評価】

- 地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流、子育てに関する相談、情報提供、連携を行うことで、安心して子育てができる環境づくりを推進しました。
- ファミリー・サポート・センター事業について、会員相互の信頼関係の強化や援助会員の資質向上など、保護者が安心して利用できる体制の充実を図り、依頼会員、援助会員ともに増加しました。

[表 ファミリー・サポート・センター事業の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
活動件数	件数	1,103	1,129	1,023	1,115
会員数	人数	662	673	731	767
依頼会員	人数	578	578	622	644
援助会員	人数	74	83	96	108
両方会員	人数	10	12	13	15

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 保護者等のパート就労や病気等で一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育園、認定こども園で一時保育を実施し、利用を希望する子どもはおおむね利用ができています。
- 認定こども園、幼稚園で、在園児を対象に通常の利用時間以外に保育を実施しました。

[表 一時預かり保育事業の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
保育園等	施設数	24	24	26	25
幼稚園等	施設数	10	10	9	11

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 保育園、認定こども園で、保護者の多様な働き方に対応し、保育時間を超える時間帯の保育、日曜日や祝日や年末の保育を実施しました。

[表 延長保育事業・休日保育事業・年末特別保育事業の実施状況]

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
延長保育事業	施設数	18	18	17	17
	延利用者数	345	550	287	236
休日保育事業	施設数	1	1	1	1
	延利用者数	345	550	287	236
年末特別保育事業	施設数	1	2	2	7

資料：岩国市（各年度3月末現在）

- 病児保育事業について、すべての施設で利用可能なアプリから手続きを行えるようにすることで利用者の利便性向上と効率的な施設利用が可能となり、利用者の増加につながりました。

[表 病児保育事業の実施状況]

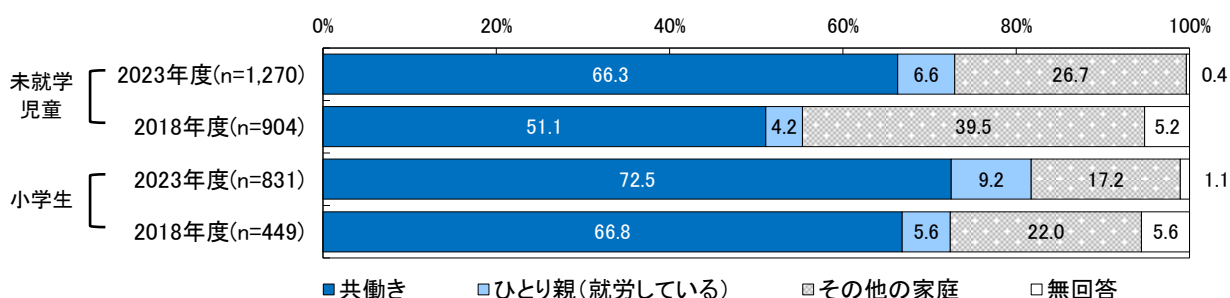
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
病児保育事業	施設数	4	4	4	4
	延利用者数	324	781	1,205	1,745

資料：岩国市（各年度3月末現在）

【アンケート調査結果】

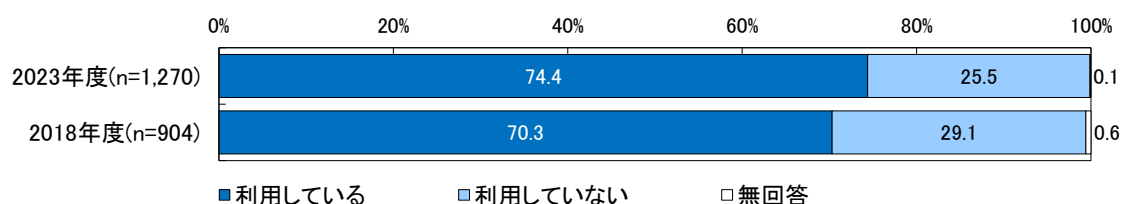
- 2023（令和5）年度の両親の共働きの家庭の割合は、未就学児童の家庭で66.3%、小学生の家庭で72.5%であり、2018（平成30）年度と比較すると、ともに上昇しています。

[図 両親の共働きの状況（前回調査結果との比較/ニーズ調査）]



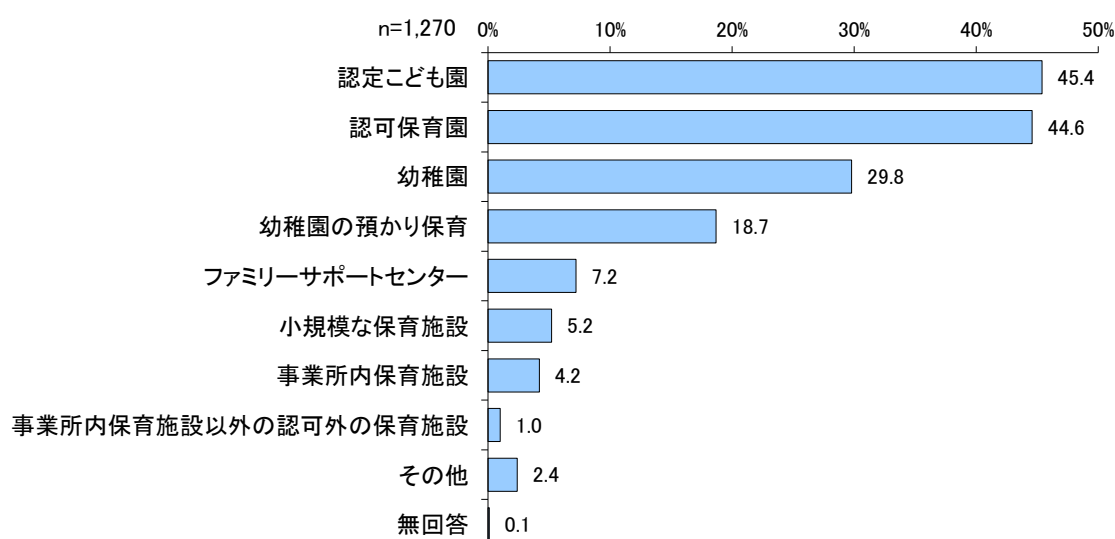
- 2023（令和5）年度の「教育・保育施設を利用している」割合は74.4%であり、2018（平成30）年度と比較すると上昇しています。

[図 教育・保育施設の利用状況（未就学児童・前回調査結果との比較/ニーズ調査）]



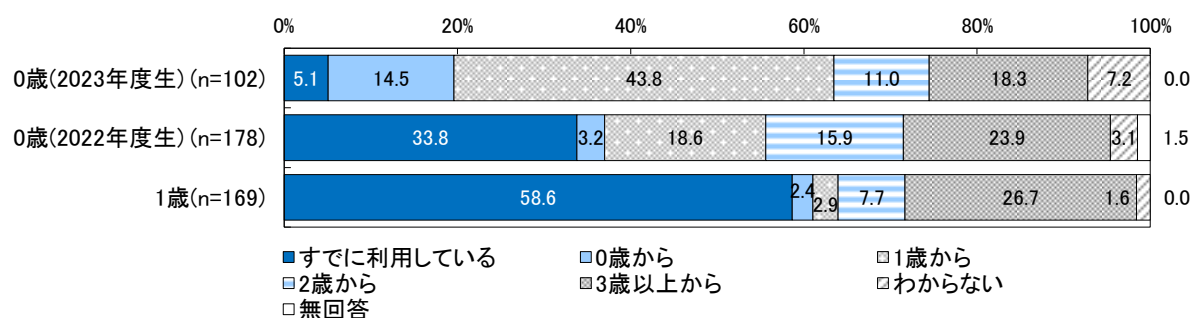
- 「今後、利用を希望する教育・保育施設」について、「認定こども園」、「認可保育園」がともに4割台となっています。

[図 利用を希望する教育・保育施設（未就学児童/ニーズ調査）]



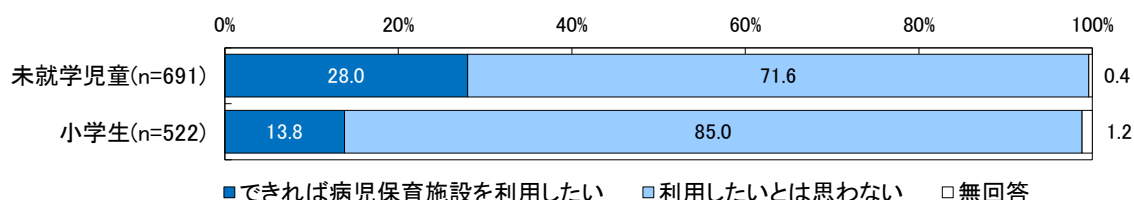
- 「教育・保育施設の希望する利用開始年齢」について、低年齢から利用していたり、利用を希望したりする割合が高くなっています。

[図 教育・保育施設の希望する利用開始年齢（未就学児童・年齢別/ニーズ調査）]



- こどもの病気で「父親、母親が仕事を休んだ経験がある」保護者のうち、「病児保育施設」を利用したいと回答した割合は、未就学児童の保護者で28.0%、小学生の保護者で13.8%となっています。

[図 病児保育施設の利用希望（「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した人のみ/ニーズ調査）]



【課題】

- 今後も保護者がともに就労している世帯が増加することが考えられ、また、年齢の低い児童の保育ニーズも高くなっていることから、年齢や地域等の教育・保育事業の潜在的なニーズを踏まえた提供量を確保するとともに、保護者の働き方に応じた提供体制の充実を図ることが必要です。
- 病児・病後児保育の利用ニーズは高いため、今後も利用しやすい体制の充実を図ることが必要です。

（２）放課後児童教室及び放課後子供教室の充実（新・放課後子ども総合プラン）

【主な取組・評価】

- 障害があるなどにより配慮が必要な児童への対応として、職員の加配や施設をバリアフリー対応に改修するなどにより、利用しやすい環境を整えました。
- 保育を行う職員に対して、研修内容を充実することなどにより、質の向上に努めました。
- 放課後児童教室の民間委託を進めており、保育内容や職員の人材育成の充実、アプリケーションを活用した保護者との連絡体制の強化による安全・安心の向上が図られています。
- 放課後児童教室の高いニーズに対応し、可能な限り利用できるよう、地域の状況に応じて整備しました。
- 一部の放課後児童教室では、保育スペースの受入容量や保育を行う職員の不足により、高学年の児童の利用ができない状況が続いています。

[表 放課後児童教室の実施状況]

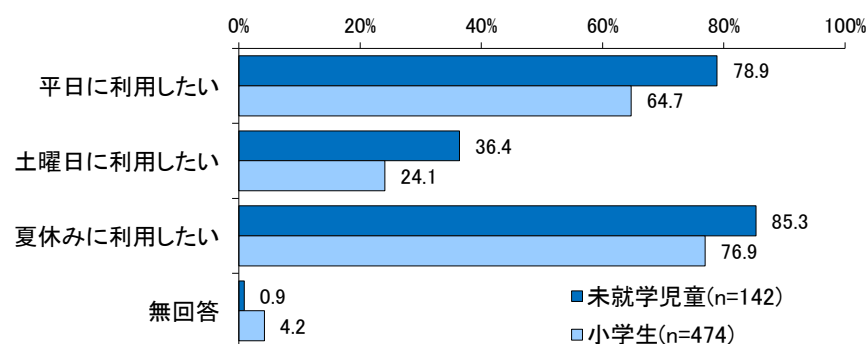
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
登録児童数	人数	1,532	1,468	1,422	1,286

資料：岩国市（各年度5月1日現在）

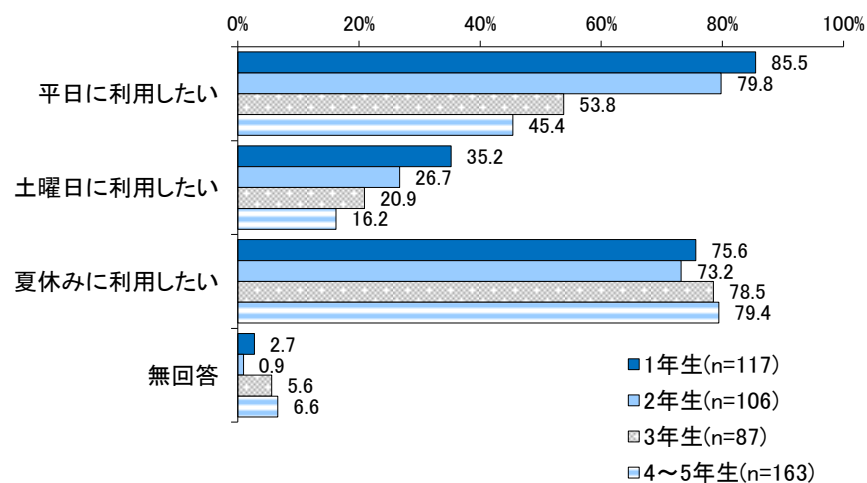
【アンケート調査結果】

- 「放課後児童教室の利用希望」について、未就学児童（５歳以上）の保護者では「平日に利用したい」と回答した割合が78.9%、「土曜日に利用したい」と回答した割合が36.4%、「夏休みに利用したい」と回答した割合が85.3%となっています。
- 小学生の保護者では「平日に利用したい」と回答した割合が64.7%、「土曜日に利用したい」と回答した割合が24.1%、「夏休みに利用したい」と回答した割合が76.9%となっています。
- 「夏休みに利用したい」と回答した割合は、いずれの学年でも高くなっています。

[図 放課後児童教室（学童）の利用希望/ニーズ調査]



[図 放課後児童教室（学童）の利用希望（小学生・学年別/ニーズ調査）]



【課題】

- 放課後児童教室の高いニーズに対し、依然として待機児童が発生していることから、解消を図るための方策が必要です。

(3) 情報提供の充実

【主な取組・評価】

- こども家庭センターとこども館にて来所や電話による相談支援を実施し、不安感の払拭を図りました。
- 生後0～3か月頃や1歳児に向けた育児情報冊子を作成、配布しました。
- 保護者が必要な情報を必要な時に入手できるよう、ホームページや子育てアプリの内容の充実に努めるとともに、子育てガイドブック等紙媒体による情報提供を行いました。
- 妊娠届出時に、登録を勧奨することにより、「母子モ♡いわくに」の登録者が増加し、妊娠期からタイムリーな情報提供が可能となりました。

[表 情報提供の状況]

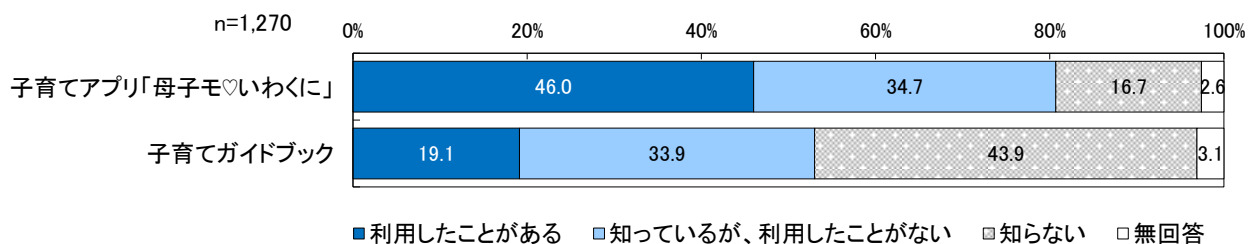
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
母子モ♡いわくに 登録者数	人数	—	1,143	2,134	3,182

資料：岩国市（各年度3月末現在）

【アンケート調査結果】

- 未就学児童の保護者で、子育てアプリ「母子モ♡いわくに」を知らない割合が16.7%、子育てガイドブックを知らない割合が43.9%となっています。

[図 市の子育てに関する情報提供媒体の利用・認知状況（未就学児童/ニーズ調査）]



【課題】

- 子育てガイドブックや子育てアプリ等の情報収集手段を広く周知するとともに、今後も効果的な情報提供方法を検討し、充実を図る必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

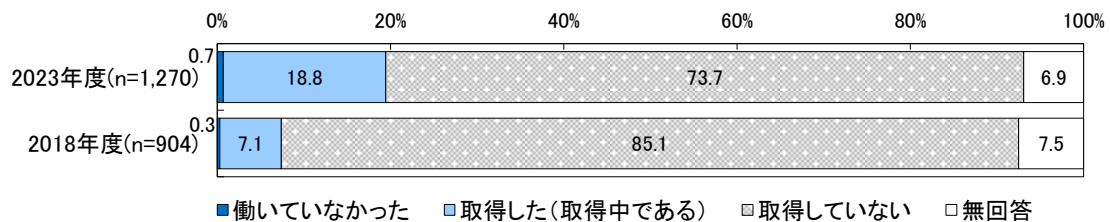
【主な取組・評価】

- セミナーの開催や情報提供により、仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発を行いました。
- 育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向け、企業を含めた関係機関での取組を進めました。

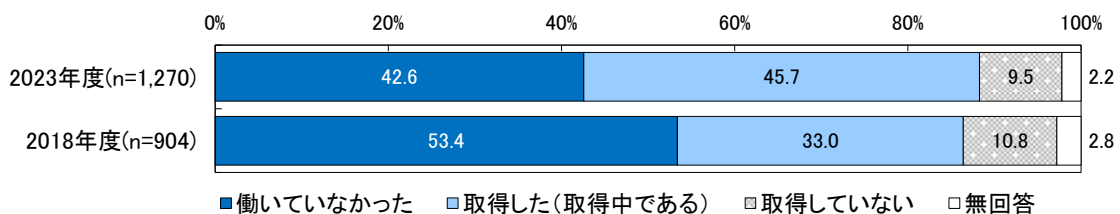
【アンケート調査結果】

- 2023（令和5）年度の未就学児童の保護者で、育児休業を「取得した（取得中である）」と回答した割合は、父親で18.8%、母親で45.7%であり、ともに2018（平成30）年度よりも上昇しています。

〔図 育児休業の取得状況（父親）（未就学児童・前回調査結果との比較/ニーズ調査）〕

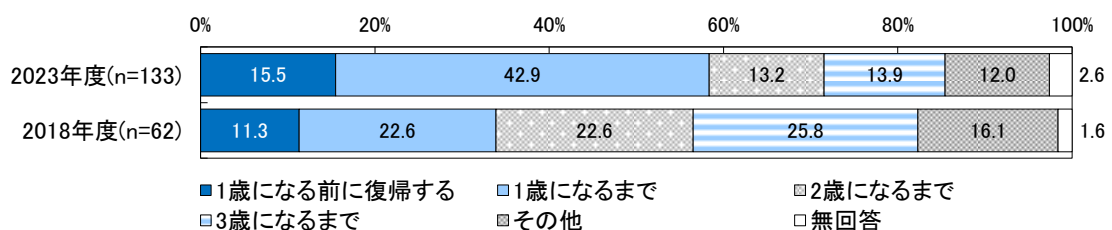


〔図 育児休業の取得状況（母親）（未就学児童・前回調査結果との比較/ニーズ調査）〕

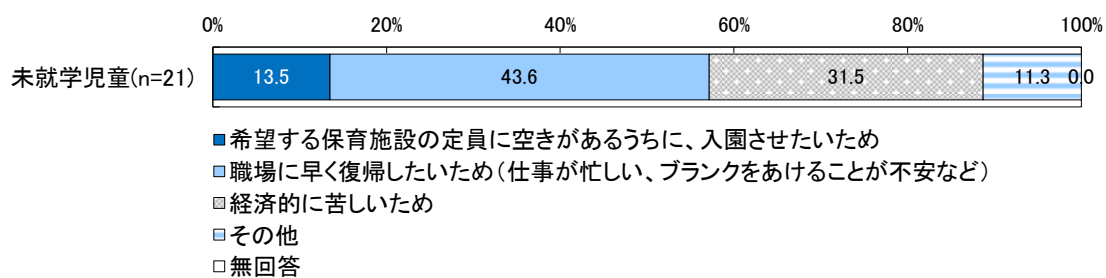


- 2023（令和5）年度の育児休業の取得期間について「1歳になるまで」と回答した割合は42.9%であり、2018（平成30）年度と比較すると上昇し、2歳以上の割合が低下しています。
- 「1歳になる前に復帰する」という回答が15.5%あり、その理由として「職場に早く復帰したいため」、「経済的に苦しいため」、「希望する保育施設の定員に空きがあるうちに、入園させたいため」が挙げられています。

〔図 育児休業取得期間（未就学児童・前回調査結果との比較/ニーズ調査）〕



[図 1歳になる前に復帰する理由（未就学児童/ニーズ調査）]



【課題】

- 育児休業を取得した経験がある父親・母親の割合は2018（平成30）年度調査より上昇していますが、父親の取得率は低い状況であるため、先進的な取組を実施する企業の情報や国の制度等の情報提供等、企業の取組を促進することが必要です。
- 父親の育児休業が増えてくる中、復職への不安を感じる父親や、父親の復職後の育児に不安を感じる母親もあり、今後家庭全体で育児をすることについて伝える必要があります。
- 1歳になる前に復帰すると回答した保護者の割合が上昇しており、希望する時期に教育・保育の利用が開始できる提供体制が必要です。



● ● 第4章 計画の基本的な考え方 ● ●

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども一人一人の権利が守られ、自立した個人として健やかに成長し、
いきいきと暮らせるまち

本市では、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針として「ともに歩み、ともに創り、ともに輝く、交流とにぎわいのまち岩国」を将来像とした「第3次岩国市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定しています。その将来像を実現するために、基本目標に「市民一人一人がいきいきと暮らせるまち」、「豊かな心を育む教育文化のまち」を掲げ、出産や子育ての希望をかなえることができ、また、こどもたちが健やかに成長し、社会で活躍できる環境の整備を施策目標として設定しています。

本計画においては、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を念頭に総合計画の方針を踏まえ、「こども一人一人の権利が守られ、自立した個人として健やかに成長し、いきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、計画を推進します。

地域、学校、企業、団体、行政等がつながり、こども・若者・子育てにやさしいまちを目指します。



2 計画の基本目標

基本目標 1 こどもの権利を守る

- こども・若者、保護者、支援者、地域がこどもの権利に関する理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- 児童虐待を未然に防止するため、身近な相談機関や地域の支援体制の充実を図るとともに、虐待に気づき、迅速に対応するため、啓発を推進し、関係機関の連携強化を図ります。

基本目標 2 こども・子育て家庭の安心を支える

- 安全・安心な妊娠・出産、育児不安の軽減、こどもの健やかな成長・発達支援など、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- こども、若者の心身の健康が確保されるよう、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等、切れ目のない保健・医療の提供を推進します。
- すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担の軽減を図るための支援や体制の充実を図ります。
- 地域が一体となり、こどもの成長を見守り、子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。
- こどもが快適な環境の中で生まれ育ち、いきいきと活動できるよう、地域の生活環境等の整備を推進するとともに、事故や犯罪、災害、有害な環境からこどもを守るための地域づくりを推進します。

基本目標 3 支援を要するこどもと家庭を支える

- 障害があるこどもが健やかに成長することができるよう、教育・保育の充実を図るとともに、障害児通所支援や相談支援など、こどもと家庭への支援の充実を図ります。
- 生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもが将来に夢と希望を持って成長することができるよう、こどもの貧困対策を推進するとともに、ひとり親家庭やヤングケアラー等、困難な状況にあるこどもと家庭への支援の充実を図ります。

基本目標 4 こどもの成長と自立を支える

- こどもが健全に成長し、たくましく社会の中で生き、活躍できるよう、幼児期における質の高い教育・保育の充実を図るとともに、学校教育の充実や教職員の資質向上、地域で学ぶ機会の充実を図ります。
- 若者が希望と意欲に応じて社会で活躍することができるよう、地域で学ぶ機会や就労支援の充実を図るとともに、居場所づくりを推進します。

基本目標 5 子育てと仕事を両立できる環境をつくる

- 教育・保育等のニーズを的確に把握し、保育園、認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業、多様な働き方に対応した保育事業及び放課後児童教室の充実を図ります。
- 子育てと仕事の両立を支援する職場の環境づくりに向けた関係機関等への働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての意識啓発を推進します。



3 計画の数値目標

(1) 成果目標

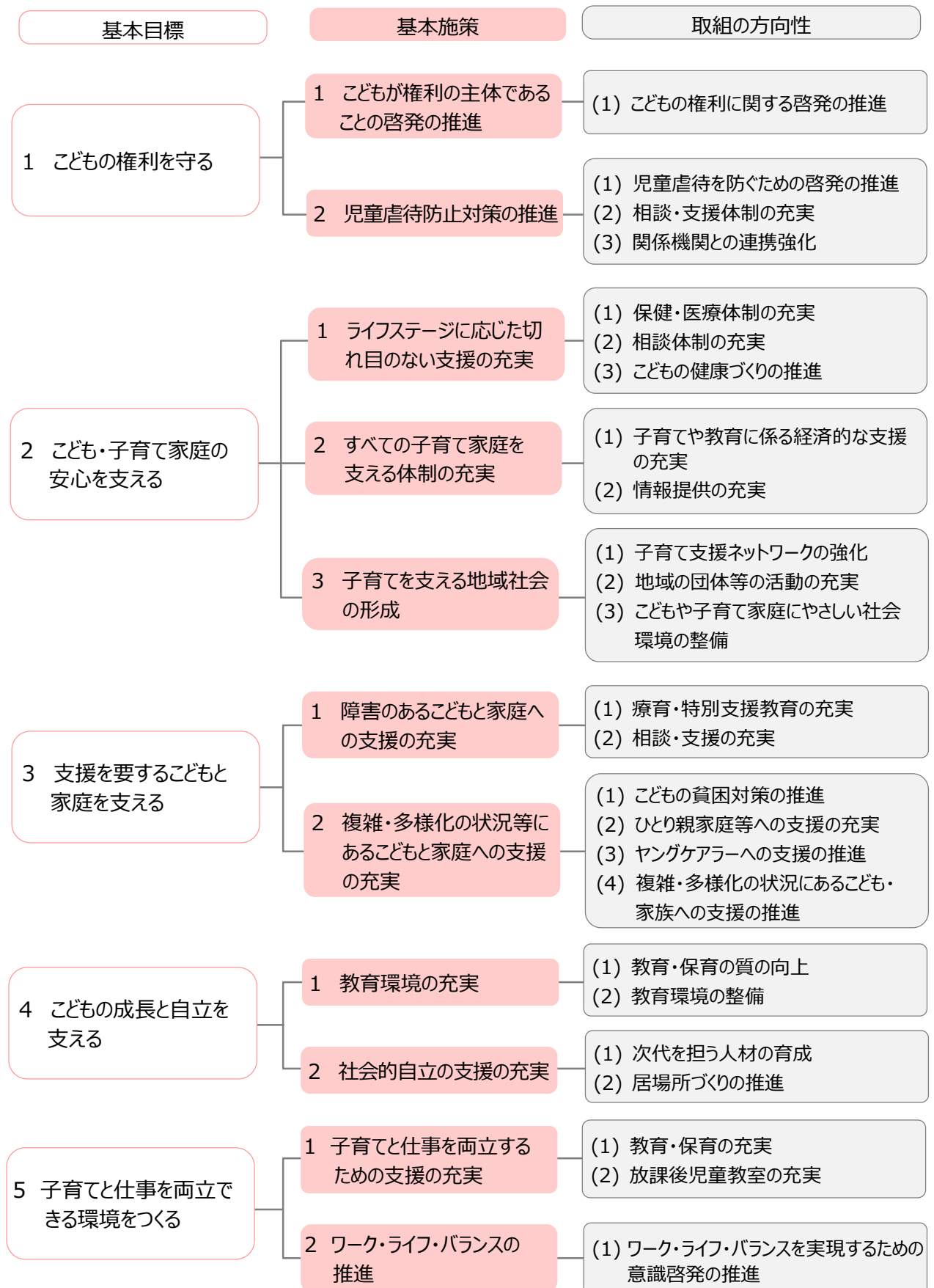
	内 容		現 状 2023・2024年度 (令和5・6年度)		目 標 2029年度 (令和11年度)
基本 目標 1	「生活に満足している」と思うこども・ 若者の割合（8点以上）	生活実態調査	小・中学生	62.8%	上昇
		高校生調査	高校生	46.3%	上昇
	子育てに悩みや不安を感じることが ある保護者の割合	ニーズ調査	未就学児童	62.9%	低下
			小学生	73.8%	低下
基本 目標 2	「岩国市は安心して子どもを産み育 てることができるまち」と思う保護者 の割合	ニーズ調査	未就学児童	87.7%	上昇
			小学生	83.0%	上昇
	子育てをするうえで、気軽に相談で きる人や場所がない（ない）保 護者の割合	ニーズ調査	未就学児童	6.6%	低下
			小学生	9.2%	低下
	困っていることや悩みごとがあるとき に「相談できる人がいない・相談し たくない」と回答したこども・若者の 割合	生活実態調査	小・中学生	5.6%	低下
		高校生調査	高校生	6.7%	低下
基本 目標 3	出産後3か月頃における、市で今 後も子育てしていきたい保護者の 割合	健診時調査	3か月児 保護者	79.3%	上昇
	貧困の状態にある保護者のうち、重 要な事柄の相談について、「頼れる 人がある」と回答した保護者の割合	生活実態調査	保護者	83.3%	上昇
	家族の世話をすることで、生活に何 らかの影響があるこどもの割合	生活実態調査	小・中学生	3.0%	低下
	ヤングケアラーという言葉の内容を 知っているこどもと保護者の割合	生活実態調査	小・中学生	13.5%	上昇
保護者			71.5%	上昇	
基本 目標 4	自分の将来について希望を持って いるこども・若者の割合	高校生調査	高校生	82.7%	上昇
基本 目標 5	育児休業を取得した父親・母親 の割合	ニーズ調査 (未就学児)	父親	18.8%	上昇
			母親	45.7%	上昇

* 生活実態調査・高校生調査・ニーズ調査の実施概要は6・7ページ参照

(2) 取組目標

	事業等	実績値 2023年度 (令和5年度)	目標値				
			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
基本 目標 1	居所不明児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	乳児家庭全戸訪問事業実施率	99%	100%	100%	100%	100%	100%
基本 目標2	妊婦健康診査 受診率	89.8%	95% 以上	95% 以上	95% 以上	95% 以上	95% 以上
	産婦健康診査 受診率	90.7%	95% 以上	95% 以上	95% 以上	95% 以上	95% 以上
	幼児健康診査 受診率	96.0%	97% 以上	97% 以上	97% 以上	97% 以上	97% 以上
	中高生に対する思春期教室等実施回数	17回	19回	20回	21回	22回	23回
	子育てアプリ登録者数	3,182人	4,500人	5,000人	5,500人	6,000人	6,500人
基本 目標3	ペアレントメンター人数	9人	11人	12人	12人	12人	12人
	ゲートキーパー(こころのサポーター)養成講座受講者(延人数)	1,411人	1,700人	1,800人	1,900人	2,000人	2,100人
基本 目標4	地域住民と児童生徒が共に考える場を設けている学校の割合	88.9%	95.2%	97.6%	100%	100%	100%
	この一年間に、学校や塾以外の場で外国の人と話したり交流したりした児童の割合(岩国市小中一貫教育・英語教育に関する調査)	38%	40%	41%	42%	43%	44%
	18歳以下の図書館の利用率	31%	32%	33%	34%	35%	36%
基本 目標 5	放課後児童教室待機児童数	79人	20人	10人	0人	0人	0人
	ワーク・ライフ・バランスセミナー受講者数	78人	150人	250人	350人	350人	350人
	ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内事業者数	108 事業者	112 事業者	116 事業者	120 事業者	125 事業者	130 事業者

4 計画の体系



● ● 第5章 計画の取組 ● ●

第5章 計画の取組

基本目標 1 こどもの権利を守る

基本施策1 こどもが権利の主体であることの啓発の推進

【現状と課題】

児童虐待やいじめ、貧困、不登校の増加など、こどもたちの健全な成長を阻害する問題が社会的な課題となっています。

こどもは、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図るため、こども・若者自身や家庭、地域等にこども・若者の権利について理解を促すための啓発を推進するとともに、こども・若者が意見を表明することができる環境づくりが必要です。

取組の方向性（1）こどもの権利に関する啓発の推進

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらも助けを求めることができないこども・若者を相談や支援につなぐため、こども・若者自身や周囲の大人、地域等にこどもの人権について周知・啓発を行います。

また、こども・若者が市政やまちづくりについて考え、意見を表明できるよう、環境づくりを推進します。

No	取組	内容
1	人権啓発の推進 (新規)	人権啓発講座の開催や広報紙へのコラム掲載、啓発資料の配布等により、こどもの権利に関する啓発を推進します。
2	こどもが意見を表明できる環境づくりの推進 (新規)	こどもが意見を述べる機会をつくり、その意見を大切に扱う取組を推進します。

基本施策2 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

本市では、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業等において、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。

また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関等と連携を図りながら、多方面で支援することで虐待の未然防止や早期発見に努め、こどもが健全に養育されるように取り組んでいます。

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や信条があっても許されるものではありません。

子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、虐待を防ぐために、地域社会全体で子育てに困難を抱える家庭に対する支援体制の強化を図る必要があります。

取組の方向性（１）児童虐待を防ぐための啓発の推進

家庭や地域等の社会全体が、児童虐待に関して正しく理解できるよう、啓発を推進します。

No	取組	内容
3	体罰や暴言によらない子育ての普及啓発	体罰や暴言でこどもの心や体を傷つけることは虐待となるという正しい認識が持てるよう、子育て中の親や地域住民等を対象とし、啓発を行います。
4	相談窓口の周知	虐待を受けたと思われるこどもを発見した人が、速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を図ります。

取組の方向性（２）相談・支援体制の充実

子育てに不安や負担を感じる家庭やリスクのある家庭に、適切に相談支援ができる体制を整備するとともに、支援の必要な家庭を早期に把握するため訪問事業等の充実を図ります。

No	取組	内容
5	こども家庭センターにおける相談体制の充実	妊娠から出産・子育て期まで相談を受け付け、関係機関と連携し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行うことにより、相談体制の充実を図ります。
6	妊産婦への支援の強化	若年妊婦や妊娠の受容困難等の不安を抱えた妊婦を対象とし、妊娠期から子育て期に至るまで、虐待予防を視野に入れた支援を行います。
7	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、支援が必要な家庭について適切な対応を行うため、関係機関につなげます。
8	養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業	支援の必要な家庭を対象とし、家庭の抱える養育上の諸問題の解決及び軽減を図るため、養育に関する指導・助言や家事・育児の支援を行います。
9	子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭における養育が一時的に困難になった子どもを、児童福祉施設等で預かります。また、DV被害や経済的に困窮している保護者等への早急な対応を行います。

取組の方向性（３）関係機関との連携強化

児童相談所、教育機関、保育園等児童福祉施設、医療機関、警察署、民生委員・児童委員等、地域の関係機関の連携を強化し、虐待の発生予防及び早期発見に取り組むとともに、適切な対応、支援を行います。

No	取組	内容
10	乳幼児健康診査等未受診児、未就園児、不就学児等への安全確認	乳幼児健康診査や就学時健康診査の未受診児、未就園児、不就学児に対する安否確認や継続した支援等、関係機関が相互に連携し、こどもの安全を守る体制づくりを推進します。
11	要保護児童対策地域協議会の取組の強化	虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のため、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図ります。また、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により、支援が必要な児童及びその世帯に適切な対応を行います。

基本目標2 こども・子育て家庭の安心を支える

基本施策1 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

【現状と課題】

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く社会環境が変化することで、身近な人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

ニーズ調査の結果では、子育てに悩みや不安を感じることがある保護者が、未就学児童で62.9%、小学生で73.8%と高くなっています。

成長の基礎となる身体づくりから不妊治療、妊娠期の健康管理、出産、子育て期まで、切れ目のない保健・医療体制をさらに強化する必要があります。

また、ニーズ調査の結果では、安心してこどもを産み育てるために市に期待することとして、約5割の保護者が「こどもの救急医療体制の整備」を回答しています。さらに、こども・若者の自殺が社会的な課題として挙がっています。

小児医療の充実を図るとともに、こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、生命に関する知識を得て、SOSを出すことや、セルフケアをすることで、悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族を支援する環境づくりが必要です。

取組の方向性（１）保健・医療体制の充実

妊娠・出産期から子育て期を安心して過ごすことができるよう、親とこどもの切れ目のない健康づくり支援を推進します。

No	取組	内容
12	妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発	若いうちから妊娠・出産を含めた将来のライフプランを考えて自分の生活に向き合い、健康を維持していくことができるよう、情報を発信します。また、妊産婦や家族、子育て期の親等が、安心して妊娠・出産・育児に向き合えるよう、教室の開催や母子保健推進員の訪問、広報紙、乳幼児学級等により正しい知識の普及啓発や情報提供を行います。さらに、父親をはじめ家庭全体で育児をすることの大切さの啓発や家族が参加しやすい教室の開催等、妊産婦だけでなく、父親の育児支援や心身の健康について伝える機会の充実を図ります。
13	妊産婦健康診査の実施	妊婦が精神的にも身体的にも健康な状態で出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査を行います。また、育児不安や産後うつ等を早期に把握し、産後ケア等の適切なサービスにつなぐことにより、心身の安定と育児不安の解消を図るため、産婦健康診査を行います。

No	取組	内容
14	産後支援の充実	医療機関と連携を図り、産後うつ等の早期発見と対応を行います。また、産後の心身の安定を図り、安心して子育てに向き合えるよう、産後ケア事業や子育て支援ヘルパー派遣事業など、産後の支援の充実を図ります。
(7)	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、支援が必要な家庭について適切な対応を行うため、関係機関につなげます。
15	乳幼児の健康診査・発達支援の充実	乳幼児の疾病の早期発見、早期治療のため、健康診査や発達相談の実施、医療・療育等の専門機関と連携したこどもの成長・発達支援を行います。
16	予防接種体制の充実	こどもを病気から守るため、任意予防接種の一部助成を行うなど、予防接種体制の充実を図ります。
17	産科・小児医療体制の整備	安心して医療サービスを受けることができるよう、関係機関との情報共有を図り、市内の医療機関への支援等を行い、医療提供体制の維持に努めます。

取組の方向性（2）相談体制の充実

妊娠・出産期から子育て期を安心して過ごすことができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談体制の充実を図ります。

No	取組	内容
(5)	こども家庭センターにおける相談体制の充実（再掲）	妊娠から出産・子育て期まで相談を受け付け、関係機関と連携し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行うことにより、相談体制の充実を図ります。
18	不妊治療の相談・支援の充実	不妊に関する相談窓口の周知を図るとともに、不妊治療に係る費用負担の一部助成を行います。
19	妊娠届出時からの相談・支援の充実	妊娠届出時に保健師・助産師が面接し、健康状態や妊娠・出産に対する不安や悩みなどを把握するとともに、支援が必要な妊産婦やその夫等を対象とし、家庭訪問等により包括的・継続的な支援を行います。
20	母子保健等DXの推進（新規）	各種アンケートや教室の予約、乳幼児健康診査の問診、給付金の申請などのデジタル化により利便性の向上を図ります。

No	取組	内容
21	地域子育て支援センター事業の推進	地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化を図ります。また、専任の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や交流の場づくりを推進します。
22	学校における相談体制の強化	すべての市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。
23	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実（新規）	困りごと相談窓口一覧や、若い世代が利用しやすいSNSによる相談先の周知を図ります。また、悩みや不安を抱える若者やその家族の相談支援を行います。

取組の方向性（３）こどもの健康づくりの推進

学童期、思春期、成人期の心身の健康が確保されるよう、生命の大切さに関する教育の充実を図り、健やかな生活習慣の形成等へ取り組みます。

No	取組	内容
24	こどもの救急医療体制の整備	安心して医療サービスを受けることができるよう、救急医療機関への支援と救急医療の適切な受診のための普及啓発活動を推進します。
25	保健指導の実施	乳幼児が基本的な生活習慣を確立し、心身ともに健やかに成長できるよう、食育、歯の健康などの保健指導を行います。
26	保健教育の推進	成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すとともに、性に対する正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。
27	若者の健康づくりの推進（新規）	職場等で健康診査を受ける機会がない18歳以上39歳以下の人に健康診査を実施します。
28	思春期教室等の開催	中高生等に対して、生命の大切さや正しい知識を伝えるため、ふれあい体験学習や思春期教室を行います。
29	スポーツ環境の充実	こどもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣を持ち、スポーツに対する意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動支援等環境の充実を図ります。
30	「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催	薬物乱用の未然防止を図るため、すべての市立小・中学校において、外部講師（専門家）により、児童生徒に薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさを伝えます。

No	取組	内容
31	こどもの自殺対策の推進（新規）	市立小・中学校のすべての児童生徒に「悩み相談窓口紹介カード」を配布し、相談機関や相談ダイヤルの紹介を行います。
32	ゲートキーパーの養成（新規）	市民・地域の支援者等を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。

基本施策2 すべての子育て家庭を支える体制の充実

【現状と課題】

家庭を取り巻く社会環境の変化により、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっているとともに、子育ての経済的・精神的負担感が社会的な課題となっています。

ニーズ調査の結果では、安心してこどもを産み育てるために市に期待することとして、5割を超える保護者が「子育てのための経済的支援」を挙げています。また、市の子育てに関する取組を知らない家庭がいる結果となっています。

経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないように、また、必要な時期に必要な情報が得られるよう、今後も効果的な情報提供方法を検討し、充実を図る必要があります。

取組の方向性（１）子育てや教育に係る経済的な支援の充実

子育てに係る費用の負担を軽減するため、各種手当の支給、医療費等の助成、保育料等の減免措置等を行います。

No	取組	内容
33	経済的な支援の充実	保護者の子育てに係る経済的負担を軽減するため、各種手当制度の着実な実施、市の独自制度である「こどもの未来応援給付金」を支給するなどの支援を行います。
34	乳幼児・こども医療費助成制度の実施	中学生までのこどもの医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。
35	保育料等の負担軽減施策の推進（新規）	国の軽減策に加え、第2子以降の保育料を無償化します。副食費減免等の支援を行います。

取組の方向性（２） 情報提供の充実

こどもや子育て家庭に必要な支援につなげるため、子育てに関するあらゆる情報を確実に提供できる体制を整備します。

No	取組	内容
36	子育てアプリによる情報発信	子育て情報アプリ「母子モ♡いわくに」により、市の子育て支援情報をリアルタイムに発信します。
37	ガイドブックや市広報紙による情報提供の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、市広報紙、子育てガイドブックなどの紙媒体やホームページなど様々な方法で情報提供に努めます。

基本施策3 子育てを支える地域社会の形成

【現状と課題】

人口構造や家族形態の変化、デジタル化の進展等による社会経済状況の変化により、地域の人間関係の希薄化が進むとともに、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

こども・若者、子育て家庭が、安全・安心に生活することができるよう、地域と連携した子育て支援の充実を図るとともに、こども・若者を守る地域の環境づくりが必要です。

取組の方向性（１） 子育て支援ネットワークの強化

子育てを地域全体で支えるため、地域の関係機関等の連携を強化します。

No	取組	内容
38	子育てを地域全体で支援する意識の啓発（新規）	地域全体でこどもを見守り、成長を支援していく意識啓発を図ります。
39	地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの推進	地域住民、保護者、学校が協働し、こどもの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの取組を推進します。

取組の方向性（２）地域の団体等の活動の充実

こども・若者、子育て家庭、地域住民等が気軽に交流できる場づくりを推進するとともに、子育てに関する地域の団体の活動の充実を図ります。

No	取組	内容
(21)	地域子育て支援センター事業の推進（再掲）	地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化を図ります。また、専任の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や交流の場づくりを推進します。
40	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）がお互いに助け合う子育て支援であるファミリー・サポート・センター事業を運営するとともに、会員相互の信頼関係の強化や援助会員の資質向上など一層の充実を図ります。
41	民生委員・児童委員活動の充実	子育て家庭が抱える悩みや不安の解消を図るため、民生委員・児童委員活動等の充実を図ります。
42	母子保健推進員による地域活動	母子保健推進員が家庭を訪問し、子育てに関する情報提供をしたり、地域の輪づくり活動を推進したりするなど、安心して子育てができるように子育て家庭を支援します。
43	放課後子供教室の実施	すべてのこどもを対象とし、放課後や週末、夏休みに小学校の余裕教室等を活用したこどもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動の機会を提供します。

取組の方向性（３）こどもや子育て家庭にやさしい社会環境の整備

こどもが地域で安全に過ごせるよう、安全な施設環境の整備や犯罪を防止する環境整備を推進します。

また、こどもを事故や犯罪、災害の被害、有害な環境から守るため、こどもを見守る地域づくりを促進します。

No	取組	内容
44	公園の整備	公園を安全かつ快適に利用できるよう、公園施設の定期点検を実施するとともに、計画的に遊具などの修繕や更新を進め、安全性や利便性、遊びの質の向上を図ります。
45	施設的环境改善（新規）	こども館、児童館、保育園、認定こども園、障害児施設、幼稚園において、空調、照明、防犯対策設備、調理場、遊具、園庭、駐車場等の整備、バリアフリー改修、トイレの洋式化などの環境改善を図り、こどもの健やかな成長を支えます。

No	取組	内容
46	通学路の安全対策	学校、保護者、道路管理者、警察等と合同で通学路の安全確認、危険箇所の点検を実施し、通学路の安全確保を図ります。また、各学校で組織しているスクールガードとの連携及びこども110番の家の周知徹底を図ることにより、通学路の安全性の向上を図ります。
47	防犯活動の実施	こどもを犯罪等から守るため、関係機関と連携し、市民への啓発や地域の防犯ボランティア等の支援に取り組むとともに、防犯設備の適切な管理運用を行い、犯罪が発生しない環境づくりを推進します。
48	交通安全教育の充実	幼児期から交通安全教室の開催等を通して、交通安全意識の向上に努めます。
49	青少年非行防止活動の推進	青少年育成センター補導員が街頭補導活動を行い、青少年の非行防止及び防犯の意識付けを図ります。
50	防災知識の普及啓発（新規）	災害時にこどもを取り巻くリスクを軽減するため、わかりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎知識、家具等の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう啓発を行います。
51	こどもの情報環境対策の推進	こどもが安全に安心してインターネットや情報機器を利用できるよう、学校、警察、情報通信事業者等が連携した親子情報モラル教室の開催等を通して、こどもの情報環境対策を推進します。



基本目標3 支援を要するこどもと家庭を支える

基本施策1 障害のあるこどもと家庭への支援の充実

【現状と課題】

障害のあるこどもについては、乳幼児健康診査や発達支援事業等、多様な事業を通して早期発見、早期療育に取り組んでいます。

早期発見の増加により、相談や支援に対するニーズは高まっています。

本市では、障害のあるこどもや発達に課題のあるこどもの療育について、「岩国市療育センター」を拠点とし、児童相談所や児童発達支援センター等の関係機関との連携により、障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、医療のみならず、心理、保育、教育等総合的な体制の充実を図ってきました。

障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、障害のあるこどもが保育園や認定こども園、幼稚園、学校において、合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援、教育を受けられる環境づくりが必要です。

また、障害のあるこどもとその家族が、住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援を受けることができる体制の充実を図る必要があります。

取組の方向性（１）療育・特別支援教育の充実

障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、障害のある児童が保育園や認定こども園、幼稚園、学校において、合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援、教育を受けられる環境づくりを推進します。

No	取組	内容
52	岩国市療育センターを拠点とした療育の推進・訓練・相談支援の充実（新規）	障害児療育の拠点として、岩国市療育センターは地域において医師の診断に基づき発達・発育状態に合わせた療育訓練を行います。
53	児童発達支援センターによる支援の充実（新規）	児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行います。
54	障害児通所支援の充実	障害のあるこどもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供体制の充実を図ります。また、重症心身障害児や医療的ケア児に対応する児童発達支援や放課後等デイサービスの確保に努めます。

No	取組	内容
55	障害児の受入れの推進	保育園、認定こども園、幼稚園、放課後児童教室等では、児童発達支援事業所、関係機関との連携を通して障害児の受入れを推進します。
56	特別支援教育支援員の配置	小・中学校において、障害のある児童生徒の日常生活の介助や学習活動のサポートを行うため、特別支援教育支援員を配置します。

取組の方向性（２）相談・支援の充実

障害のある児童や医療的ケア児、その家族が、住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援を受けることができる体制とともに、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。

また、様々な広報媒体や行事等を通して幅広い啓発・広報活動を行い、障害者や障害児について正しい理解や認識を啓発します。

No	取組	内容
57	障害に関する理解促進	社会全体が障害児を温かく見守る環境を形成するため、多様な手段による情報提供を行い、障害や障害児への理解の促進を図ります。
58	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害児福祉手当等の各種手当を支給します。
59	重度心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ａ等の児童の医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。
60	自立支援医療費（育成医療）（新規）	18歳未満の身体に障害がある児童又は医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童に対し、世帯の所得水準等に応じ、自己負担額の一部を助成します。
61	短期入所・日中一時支援事業の充実（新規）	障害児の家族の就労支援及び一時的休息のため、障害児を一時的に預かる支援を行います。
62	障害児及び家族等への支援（新規）	ペアレントメンターやピアサポート活動、あいあいサークルを通じて障害児やその保護者が気軽に相談できる機会を創出します。また、支援者に対しペアレントプログラム等を学ぶ講演会や研修会を開催します。

基本施策2 複雑・多様化の状況等にあるこどもと家庭への支援の充実

【現状と課題】

少子化や核家族化、国際化、デジタル化の進展、経済格差の拡大等、こどもや家庭を取り巻く社会経済状況の変化により、こどもの貧困やヤングケアラー、いじめ、不登校、こどもの自殺等、こどもに関する課題も複雑化しています。

生活実態調査の結果では、現在の暮らしの状況について、『苦しい』（「大変苦しい」＋「苦しい」）と回答した割合は、小学5年生の保護者で25.6%、中学2年生の保護者で29.6%となっています。

また、日常的な家族の世話の有無について、「している」と回答した割合は、小学5年生で19.1%、中学2年生で11.4%となっており、そのうち、世話をすることで何らかの生活の影響を回答した割合は小学5年生で23.6%、中学2年生で19.3%となっています。

生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもが将来に夢と希望を持ち成長し、幸せに生活することができるよう、こどもの貧困対策を推進するとともに、ひとり親家庭やヤングケアラー等、多様な状況にあるこどもと家庭への支援体制の充実を図る必要があります。

取組の方向性（１）こどもの貧困対策の推進

すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育に係る費用の負担軽減を図ります。

No	取組	内容
63	相談体制の充実	生活に困窮する家庭のこどもを含め、すべてのこどもが心身ともに健やかに育つよう、こどもと家庭の問題に関する相談体制の充実を図ります。
64	庁内関係課の連携体制の強化	早期に課題を共有し、適切かつ迅速な対応につなげるため、福祉部局と教育委員会、学校等との連携をさらに強化します。
65	教育の支援	すべてのこどもが教育を均等に受けられるよう、就学前の教育・保育に係る保育料の無償化・軽減をはじめ、就学援助、奨学金貸付などにより、教育機会の提供を図ります。
66	保護者に対する就労の支援	保護者の就労による経済的自立を支援するため、ハローワークが中心となり、福祉部局、関係機関で協議会を設置し、参加機関が一体となった就業支援を行います。

取組の方向性（２）ひとり親家庭等への支援の充実

こどもが、生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

No	取組	内容
67	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭や重度の障害の状態にある父または母が、児童を育成している家庭において、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るために児童扶養手当を支給します。
68	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の親とこどもの医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。
69	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等が、経済的自立により安定した生活を営むことができるよう、県と連携して各種福祉資金の貸付を行います。
70	就業支援の充実	母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭等が抱えている問題の相談に応じ、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、自立に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭の父母が就業に結びつく可能性の高い技能や資格を取得するための費用や養成機関で修業する際の生活費の負担軽減を図るための給付金を支給します。
71	母子生活支援施設への入所	こどもを養育している母子家庭等が、生活困窮やＤＶなどにより支援を必要としている場合に、母子生活支援施設への入所を行い、自立に向けた支援を行います。

取組の方向性（３）ヤングケアラーへの支援の推進

ヤングケアラーについて、関係機関・団体と連携し、本人やその家族を適切な支援につなげる体制を整備します。

また、こども自身や家庭、地域等の社会全般にわたり、ヤングケアラーに関する正しい理解を促すための啓発を推進します。

No	取組	内容
72	意識の啓発や学校での早期発見、関係機関との連携（新規）	ヤングケアラーについての周知を図り、小・中学校等と連携し実態把握に努めることで、ヤングケアラーに対する早期の支援を行います。
73	重層的な支援体制の促進（新規）	複合的な課題を抱えるこどもにかかわる、障害、高齢、生活困窮などの関係機関と連携した支援を行う体制を構築します。

取組の方向性（４）複雑・多様化の状況にあるこども・家族への支援の推進

個々の問題を抱えるこどもや家庭への支援を推進し、健やかな成長を支えます。
また、こどもの自殺対策を推進します。

No	取組	内容
74	育てにくさを感じる親への支援	言語や文化の異なるこども、未熟児・多胎児、発達に遅れのあるこども、障害のあるこどもなどの親は、育児不安や負担が大きいため、必要に応じて保育や教育、医療・療育等、専門機関と連携を図り、相談支援を行います。
(73)	重層的な支援体制の促進（新規・再掲）	複合的な課題を抱えるこどもにかかわる、障害、高齢、生活困窮などの関係機関と連携した支援を行う体制を構築します。
75	教育相談体制の充実	いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動や不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図ります。
76	「心の支援員」の派遣（新規）	申請のあった市立小・中学校に心の支援員を派遣し、不登校などの問題を抱える児童生徒を対象に相談室等の別室や家庭での学習支援、教育相談を行うことによって児童生徒の教室復帰あるいは支援教室通室を支援します。
77	「岩国ファミリーピアサロン・つなぐ」の開催（新規）	不登校・不登校傾向のこどもを持つ家族が悩みや体験談を話し合う機会を提供し、家族同士のつながりをつくれます。
78	いじめ問題等生徒指導上の諸問題に対する実態把握と支援（新規）	集団生活の中で、児童生徒がより良く成長するための支援やいじめ問題をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見、早期解決への取組に向けた指導・助言を行います。また、いじめ防止対策連絡協議会において、関係機関及び諸団体と連携します。
(31)	こどもの自殺対策の推進（新規・再掲）	市立小・中学校のすべての児童生徒に「悩み相談窓口紹介カード」を配布し、相談機関や相談ダイヤルの紹介を行います。
(32)	ゲートキーパーの養成（新規・再掲）	市民・地域の支援者等を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。

基本目標4 こどもの成長と自立を支える

基本施策1 教育環境の充実

【現状と課題】

こどもの教育を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、デジタル化、グローバル化や持続可能な開発目標（SDGs）の推進等、大きく変化してきています。

本市においては、「岩国市教育基本計画」に基づき、現代を生き抜き、新しい時代を切り開いていく力を有する人材を育成するための施策に取り組んでいます。

また、2023（令和5）年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定され、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとっての幼児期の重要性が示されています。

乳幼児期の教育の重要性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、社会経済状況の変化を踏まえた教育環境の充実を図る必要があります。

取組の方向性（1）教育・保育の質の向上

乳幼児期の教育の重要性や特性について、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を踏まえ、保育園、認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業の質の向上を図ります。

No	取組	内容
79	就学前教育の内容の充実（新規）	こどもの感性と、心身の健やかな成長を念頭に、遊びや、保育の中で小学校へ円滑に移行できるよう、必要な教育を盛り込みます。
80	保育士、幼稚園教諭の研修の充実（新規）	潜在的保育士等も含め、すべての保育士、幼稚園教諭を対象とした研修を実施し保育スキルの向上を目指します。また、県内の研修に参加するための支援も実施します。
81	保幼小連携（新規）	私立・公立含め、岩国地域の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校合同による、保幼小連携会議を実施します。
82	外国人のこども等への支援	言語や文化の異なる外国人幼児が保育園、認定こども園、幼稚園などを円滑に利用できるよう、また外国人の保護者と事業者のコミュニケーションが円滑に行えるよう支援を行います。

取組の方向性（２）教育環境の整備

「岩国市教育基本計画」に基づき、岩国を愛し、夢を抱き、生き抜く力が育まれる教育を推進します。

また、地域住民の参画を得て、家庭・地域の教育力の向上を図り、学校との連携・協働を推進することで、様々な生活の場でこどもの健やかな育ちを社会全体で支える取組を進めます。

No	取組	内容
83	学校教育の充実（新規）	「岩国市教育基本計画」に基づき、学校・家庭・地域との信頼関係をさらに深め、岩国を愛し、夢を抱き、生き抜く力が育まれる教育施策を行います。また、心の教育や道德教育、人権教育のさらなる充実を図るとともに、心に働きかける生徒指導を推進します。
(39)	地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの推進（再掲）	地域住民、保護者、学校が協働し、こどもの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの取組を推進します。
84	家庭の教育力向上への支援（新規）	子育てに関する情報の提供や学習機会の提供、さらには家庭教育を支える人材を養成し地域全体で家庭教育を支援します。また、各小学校を拠点とし、学校と地域人材が連携しながら、保護者が主体的に家庭教育を進めていくことができるよう、家庭教育支援員等による相談対応などの支援を推進します。
85	英語教育の充実（新規）	小・中学校における英語の学びについて、A L Tの全校配置など手厚くレベルの高い教育を行っていくとともに、基地があるまちという環境を生かして、日本人と外国人のこどもたちが、スポーツやゲームなどを通じて自然な交流が行える場を提供します。
86	日本語指導支援員の配置（新規）	小・中学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対し、学習活動のサポートを行うため、日本語指導支援員を配置します。
87	ブックスタート事業と読書活動の推進	ブックスタート事業、そのフォローアップとしての図書館でのおはなし会等を実施し、こどもが読書に親しむ機会を提供します。
88	図書館サービス網の整備（新規）	市内図書館、自動車図書館、電子図書館におけるサービスを充実し、市内すべてのこどもの読書活動を支える環境の整備を図ります。

基本施策2 社会的自立の支援の充実

【現状と課題】

大きく変化する社会経済情勢の中、次代を担う若者が現代を生き抜き、新しい時代を切り開いていくための環境や社会的な支援が重要となっています。

また、出生数の減少は予測を上回る速度で進行していますが、少子化の主な要因として、こどもを育てることを理想としていても、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けず、こうした希望や理想が叶わない状況にあることが課題として挙がっています。

若い世代が、次代を担う人材として自立するための支援とともに、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、自らの主体的な選択によって結婚や子育てを希望する際、その希望を叶えられる環境整備が必要です。

また、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動を行うことができる環境が必要です。

取組の方向性（１）次代を担う人材の育成

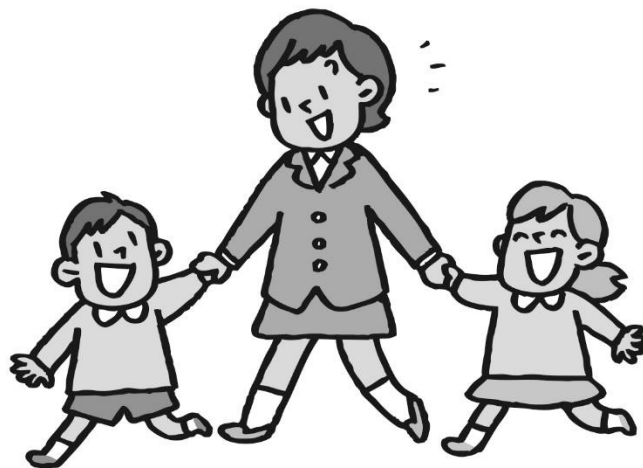
若い世代が、次代を担う人材として自立できるよう、自立する力を伸ばすことができる環境を整備します。

No	取組	内容
89	キャリア教育の推進 （新規）	こどもたちが健やかに成長し、社会の中でたくましく生きていくことができるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
90	青少年海外派遣事業 （新規）	青少年海外派遣事業を実施し、青少年の国際理解を深め次代を担う人材の育成を図ります。
91	若者就職支援事業 （新規）	市内中高生に対し、地元企業や職業への理解を深め、将来の進路選択の一助となるよう、市内企業の紹介を行います。
92	消費者教育の推進 （新規）	生活に欠かせない消費行動で起こりかねないトラブルを防止するため、学校への出前講座や消費生活情報の提供等、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を行います。
93	結婚を希望する人への 支援の推進（新規）	やまぐち結婚応援センターと連携し、結婚を希望する人を支援します。

取組の方向性（２）居場所づくりの推進

地域の関係機関の連携のもと、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

No	取組	内容
94	学習支援事業	「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮家庭を対象に進路相談、学びの場を提供及び学習支援事業を行います。
95	こどもの居場所づくり	こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、家庭や学校以外の、こどもの居場所づくりに取り組みます。
96	まちづくり（新規）	世代を超えた様々な交流が行えるいこいと学びの交流テラスや、図書館機能を核とした「にぎわい創出施設」を整備します。



基本目標5 子育てと仕事を両立できる環境をつくる

基本施策1 子育てと仕事を両立するための支援の充実

【現状と課題】

本市においては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育園、認定こども園、放課後児童教室等の整備を推進してきました。ニーズ調査の結果では、共働き家庭の割合は大きく上昇しており、また、年齢の低い児童の保育ニーズも高くなっています。

今後も、年齢や地域等の教育・保育事業、放課後児童教室の潜在的なニーズを踏まえた提供量を確保する必要があるとともに、保護者の働き方に応じた提供体制の充実を図ることが必要です。

取組の方向性（1）教育・保育の充実

子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育園、認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業の充実を図ります。

また、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

No	取組	内容
97	教育・保育事業の充実（新規）	需要を的確に把握し、保育園や認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業の提供の質の向上を図ります。
98	保育園等での一時預かり保育事業	保護者等のパート就労や病気等で一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育園、認定こども園でこどもを一時的に預かります。
99	こども誰でも通園制度（新規）	すべてのこどもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、月一定時間まで保育します。
100	幼稚園等での預かり保育事業	認定こども園、幼稚園で、在園児を対象に通常の利用時間以外に保育を実施します。
101	多様な保育サービスの充実	延長保育や休日保育、病児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。

取組の方向性（２）放課後児童教室の充実

放課後子供教室と連携して放課後児童対策の検討に取り組むとともに、保育内容の質の向上による放課後児童教室の充実を図ります。

No	取組	内容
102	放課後児童健全育成事業	「遊び」及び「生活」を通して児童の健全育成を図るため、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の時間帯において保護者の代わりに生活の場を提供します。保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、発達障害等配慮が必要な児童についても適切な対応ができるよう、質の向上を図ります。
103	放課後子供教室との連携	放課後児童教室に通う児童も放課後子供教室の活動に参加できるよう、支援員同士が情報を共有し、活動場所への移動についても配慮するなど環境整備に努めます。放課後子供教室の実施にあたっては、関係機関と連携し、学校の余裕教室や放課後に使われていない特別教室等の活用を促進します。教育委員会、市長部局、PTA、子ども会関係者及び主任児童委員等の有識者で構成する放課後児童対策検討会を開催し、事業の実施状況や課題について協議・検討を行います。



基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

家庭内において家事・育児の負担が女性に集中している現状があり、夫婦が男女問わず主体的に子育てし、また、それを職場が応援する環境が重要となっています。

ニーズ調査の結果では、安心してこどもを産み育てるために市に期待することとして、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについての企業への啓発」を挙げた割合が、未就学児童の保護者で4割を超えています。また、育児休業を取得した父親の割合は上昇したものの、2割程度にとどまっています。

市民、事業主等に、積極的な子育て支援への取組、職場の理解・協力への働きかけを行う必要があります。

取組の方向性（１）ワーク・ライフ・バランスを実現するための意識啓発の推進

育児休業等の各種制度の普及・定着や子育てしやすい職業形態の導入など、市民、事業主等に対し、積極的な子育て支援への取組、職場の理解・協力への働きかけを行います。

No	取組	内容
104	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	セミナーの開催や情報提供により、仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発を行います。
105	ワーク・ライフ・バランスの取組の推進	育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向け、企業を含めた関係機関との取組を推進します。



● ● 第6章 量の見込みと確保方策 ● ●

第6章 量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

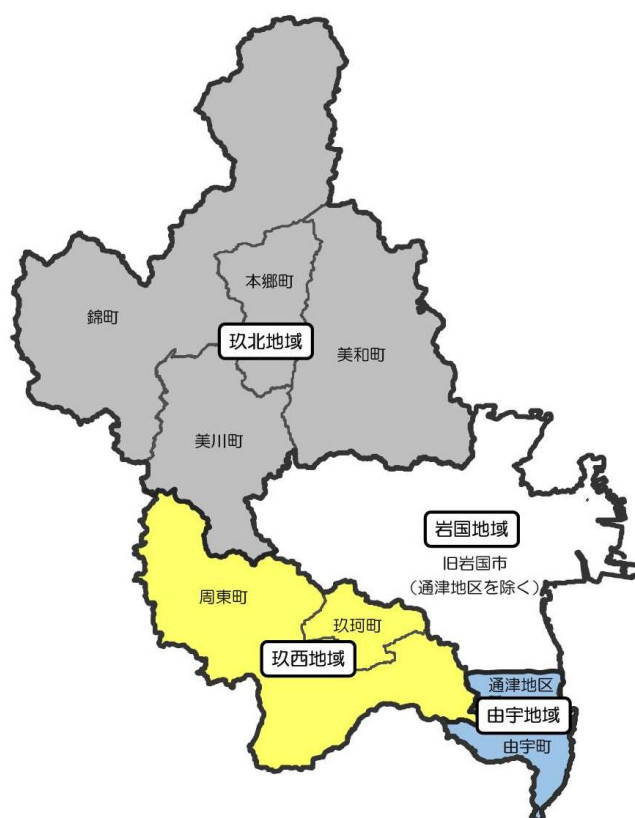
本計画において、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じ、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

（1）教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、「岩国区域（通津地区を除く旧岩国市）」、「由宇区域（由宇町・通津地区）」、「玖西区域（玖珂町・周東町）」、「玖北区域（本郷町・錦町・美川町・美和町）」の4区域とします。

事業名		区域
教育・保育施設	保育園、認定こども園、幼稚園	4区域 岩国区域 由宇区域 玖西区域 玖北区域
地域型保育事業	小規模保育事業	

[図 区域]



(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業特性を踏まえ、岩国市全体を一つの提供区域とします。

事業名	区域
①利用者支援事業	市全域
②時間外保育事業（延長保育事業）	
③放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）	
④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
⑤乳児家庭全戸訪問事業	
⑥養育支援訪問事業	
⑦地域子育て支援拠点事業	
⑧一時預かり事業	
⑨病児・病後児保育事業	
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑪妊婦健康診査	
⑫子育て世帯訪問支援事業	
⑬児童育成支援拠点事業	
⑭妊婦等包括相談支援事業	
⑮産後ケア事業	
⑯こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	

2 家庭類型別推計児童数

(1) 推計児童数

過去5年間の住民基本台帳登録人口（男女別・各歳別）を基に、コーホート要因法により、0歳から11歳までの児童人口を推計しました。

[表 推計児童人口] (人)

	実績	推計				
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
0歳児	639	676	662	651	640	630
1歳児	749	655	692	678	667	656
2歳児	776	743	649	686	672	661
3歳児	732	769	736	643	680	666
4歳児	875	735	772	739	646	683
5歳児	798	870	731	768	735	642
6歳児（小1）	878	795	867	729	765	733
7歳児（小2）	864	875	792	864	726	762
8歳児（小3）	983	863	874	791	863	725
9歳児（小4）	948	979	859	870	787	859
10歳児（小5）	1,005	948	979	859	870	787
11歳児（小6）	1,021	1,008	951	982	862	873
未就学児童	4,569	4,448	4,242	4,165	4,040	3,938
小学生	5,699	5,468	5,322	5,095	4,873	4,739

※各年度4月1日

*コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法です。

(2) 家庭類型別推計児童数

ニーズ調査結果の父母の有無、父母の就労状況及び就労意向を基に現在と潜在的な家庭類型別推計児童数を算出しました。

量の見込みは、父母の今後の就労意向を反映した潜在的な家庭類型別推計児童数により算出します。

[表 家庭類型の考え方]

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	算出方法
タイプA	ひとり親家庭 【保育の必要性あり】	父親、母親が「死亡、離婚、未婚等でいない」
タイプB	フルタイム×フルタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「フルタイム」
タイプC	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が120時間以上/月 ・「パートタイム」の親の就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がある
タイプC'	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がない ・「パートタイム」の親の就労時間が48時間未満/月
タイプD	専業主婦（夫） 【保育の必要性なし】	両親のどちらかが就労していない
タイプE	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が120時間以上/月 ・就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がある
タイプE'	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がない ・就労時間が48時間未満/月
タイプF	無業×無業 【保育の必要性なし】	両親ともに就労していない

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 市全域の量の見込みと確保方策

認定区分	対象年齢	対象施設・事業	内容	
1号認定	3～5歳	幼稚園 認定こども園	幼児期の教育のニーズに対応し、幼稚園、認定こども園で教育を行います。	
2号認定	3～5歳	幼稚園	教育	保育の必要性の認定を受けた幼児に、幼稚園で教育を行います。
		保育園 認定こども園	保育	保育の必要性の認定を受けた幼児に、保育園、認定こども園での保育を行います。
3号認定	0～2歳	保育園 認定こども園 小規模保育事業等	保育の必要性の認定を受けた乳児に、保育園、認定こども園、小規模保育事業等での保育を行います。	

〔2期計画の確保方策と実績〕

待機児童は生じておらず、教育・保育の利用を希望する方はすべて利用できていますが、岩国・玖西区域において利用定員を超えて入園している状況があります。

[表 市全域の教育・保育の提供状況]

	1号認定	2号認定 教育	2号認定 保育	3号認定 0歳	3号認定 1・2歳
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	1,253人	310人	1,505人	286人	875人
2023（令和5）年度実績	1,124人	241人	1,608人	296人	897人

〔量の見込みの考え方〕

保育園、認定こども園、幼稚園の利用実績やニーズ調査に基づく潜在的家庭類型や利用希望、計画期間における推計児童数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

〔表 市全域の量の見込みと確保の内容／認定区分別〕

(人)

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
1号認定	①量の見込み	712	638	606	563	528
	②確保の内容	1,074	1,005	955	907	862
	特定教育・保育施設	1,074	1,005	955	907	862
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	362	367	349	344	334
2号認定教育	①量の見込み	237	227	220	214	209
	②確保の内容	268	251	239	226	215
	特定教育・保育施設	268	251	239	226	215
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	31	24	19	12	6
2号認定保育	①量の見込み	1,583	1,512	1,470	1,427	1,395
	②確保の内容	1,692	1,627	1,578	1,530	1,484
	特定教育・保育施設	1,692	1,627	1,578	1,530	1,484
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	109	115	108	103	89
3号認定	①量の見込み	1,135	1,113	1,154	1,159	1,168
	0歳	292	293	295	297	299
	1歳	391	421	420	420	426
	2歳	452	399	439	442	443
	②確保の内容	1,196	1,218	1,242	1,242	1,242
	0歳	特定教育・保育施設	246	268	292	292
		地域型保育事業	9	9	9	9
	1歳	特定教育・保育施設	409	408	408	408
		地域型保育事業	10	10	10	10
	2歳	特定教育・保育施設	512	513	513	513
		地域型保育事業	10	10	10	10
	過不足②-①	61	105	88	83	74
	0歳	-37	-16	6	4	2
	1歳	26	7	-2	-2	-8
	2歳	72	124	84	81	80
	保育利用率※	57.7%	60.8%	61.6%	62.8%	63.8%

※保育利用率：満3歳未満のこどもの数全体に占める、特定教育・保育施設、地域型保育事業に係る3号認定利用定員数の割合

(2) 1号認定の量の見込みと確保方策（区域別）

[表 1号認定の量の見込みと確保の内容／区域別]

(人)

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
市全域	①量の見込み	712	638	606	563	528
	②確保の内容	1,074	1,005	955	907	862
	特定教育・保育施設	1,074	1,005	955	907	862
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	362	367	349	344	334
岩国区域	①量の見込み	567	509	483	449	421
	②確保の内容	823	774	744	711	676
	特定教育・保育施設	823	774	744	711	676
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	256	265	261	262	255
由宇区域	①量の見込み	82	71	71	68	65
	②確保の内容	120	110	100	95	95
	特定教育・保育施設	120	110	100	95	95
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	38	39	29	27	30
玖西区域	①量の見込み	60	55	50	45	41
	②確保の内容	124	114	104	94	84
	特定教育・保育施設	124	114	104	94	84
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	64	59	54	49	43
玖北区域	①量の見込み	3	3	2	1	1
	②確保の内容	7	7	7	7	7
	特定教育・保育施設	7	7	7	7	7
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	4	4	5	6	6

(3) 2号認定教育の量の見込みと確保方策（区域別）

[表 2号認定教育の量の見込みと確保の内容／区域別]

(人)

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
市全域	①量の見込み	237	227	220	214	209
	②確保の内容	268	251	239	226	215
	特定教育・保育施設	268	251	239	226	215
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	31	24	19	12	6
岩国区域	①量の見込み	195	187	179	176	171
	②確保の内容	206	200	193	180	171
	特定教育・保育施設	206	200	193	180	171
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	11	13	14	4	0
由宇区域	①量の見込み	15	13	14	13	13
	②確保の内容	30	25	20	20	18
	特定教育・保育施設	30	25	20	20	18
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	15	12	6	7	5
玖西区域	①量の見込み	27	27	27	25	25
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	3	3	3	3	3
玖北区域	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	特定教育・保育施設	2	2	2	2	2
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	2	2	2	2	2

(4) 2号認定保育の量の見込みと確保方策（区域別）

[表 2号認定保育の量の見込みと確保の内容／区域別]

(人)

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
市全域	①量の見込み	1,583	1,512	1,470	1,427	1,395
	②確保の内容	1,692	1,627	1,578	1,530	1,484
	特定教育・保育施設	1,692	1,627	1,578	1,530	1,484
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	109	115	108	103	89
岩国区域	①量の見込み	1,086	1,028	1,003	981	958
	②確保の内容	1,175	1,125	1,090	1,042	996
	特定教育・保育施設	1,175	1,125	1,090	1,042	996
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	89	87	87	61	38
由宇区域	①量の見込み	135	121	125	122	120
	②確保の内容	133	133	133	133	133
	特定教育・保育施設	133	133	133	133	133
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	-2	12	8	11	13
玖西区域	①量の見込み	328	336	324	308	301
	②確保の内容	315	315	315	315	315
	特定教育・保育施設	315	315	315	315	315
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	-13	-21	-9	7	14
玖北区域	①量の見込み	34	27	18	16	16
	②確保の内容	69	54	40	40	40
	特定教育・保育施設	69	54	40	40	40
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	過不足②-①	35	27	22	24	24

(5) 3号認定の量の見込みと確保方策（区域別）

[表 3号認定の量の見込みと確保の内容／区域別]

(人)

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
市全域	①量の見込み	1,135	1,113	1,154	1,159	1,168
	0歳	292	293	295	297	299
	1歳	391	421	420	420	426
	2歳	452	399	439	442	443
	②確保の内容	1,196	1,218	1,242	1,242	1,242
	0歳	特定教育・保育施設	246	268	292	292
		地域型保育事業	9	9	9	9
	1歳	特定教育・保育施設	409	408	408	408
		地域型保育事業	10	10	10	10
	2歳	特定教育・保育施設	512	513	513	513
		地域型保育事業	10	10	10	10
	過不足②-①	61	105	88	83	74
	0歳	-37	-16	6	4	2
	1歳	26	-3	-2	-2	-2
	2歳	72	124	84	81	80
岩国区域	①量の見込み	812	795	816	820	828
	0歳	200	201	202	204	207
	1歳	284	298	297	296	300
	2歳	328	296	317	320	321
	②確保の内容	866	866	866	866	866
	0歳	特定教育・保育施設	172	172	172	172
		地域型保育事業	9	9	9	9
	1歳	特定教育・保育施設	293	292	292	292
		地域型保育事業	10	10	10	10
	2歳	特定教育・保育施設	372	373	373	373
		地域型保育事業	10	10	10	10
	過不足②-①	54	71	50	46	38
	0歳	-19	-20	-21	-23	-26
	1歳	18	4	5	6	2
	2歳	55	87	66	63	62

(人)

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
由宇区域	①量の見込み	78	77	79	79	77
	0歳	20	20	20	20	19
	1歳	31	32	32	32	32
	2歳	27	25	27	27	26
	②確保の内容	97	97	97	97	97
	0歳	特定教育・保育施設	25	25	25	25
		地域型保育事業	0	0	0	0
	1歳	特定教育・保育施設	31	31	31	31
		地域型保育事業	0	0	0	0
	2歳	特定教育・保育施設	41	41	41	41
		地域型保育事業	0	0	0	0
	過不足②-①	19	20	18	18	20
	0歳	5	5	5	5	6
	1歳	0	-1	-1	-1	-1
	2歳	14	16	14	14	15
玖西区域	①量の見込み	233	228	244	245	249
	0歳	67	67	68	68	69
	1歳	73	85	85	86	88
	2歳	93	76	91	91	92
	②確保の内容	201	223	247	247	247
	0歳	特定教育・保育施設	44	66	90	90
		地域型保育事業	0	0	0	0
	1歳	特定教育・保育施設	72	72	72	72
		地域型保育事業	0	0	0	0
	2歳	特定教育・保育施設	85	85	85	85
		地域型保育事業	0	0	0	0
	過不足②-①	-32	-5	3	2	-2
	0歳	-23	-1	22	22	21
	1歳	-1	-13	-13	-14	-16
	2歳	-8	9	-6	-6	-7

(人)

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
玖北区域	①量の見込み	12	13	15	15	14
	0歳	5	5	5	5	4
	1歳	3	6	6	6	6
	2歳	4	2	4	4	4
	②確保の内容	32	32	32	32	32
	0歳	特定教育・保育施設	5	5	5	5
		地域型保育事業	0	0	0	0
	1歳	特定教育・保育施設	13	13	13	13
		地域型保育事業	0	0	0	0
	2歳	特定教育・保育施設	14	14	14	14
		地域型保育事業	0	0	0	0
	過不足②-①	20	19	17	17	18
	0歳	0	0	0	0	1
	1歳	10	7	7	7	7
	2歳	10	12	10	10	10

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用する際に、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、相談に応じ、助言、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

〔2期計画の確保方策と実績〕

基本型は、教育・保育、その他の子育て支援に関する情報提供や相談対応、助言等を行いました。

母子保健型は、2024（令和6）年4月からは、母子保健機能と児童福祉機能が一本化され、利用者支援事業（こども家庭センター型）となり、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行いました。

[表 利用者支援事業の提供状況]

	基本型箇所数	母子保健型箇所数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	1か所	1か所
2023（令和5）年度実績	1か所	1か所

〔量の見込みの考え方〕

現在の利用実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。

〔量の見込み・確保方策〕

第3期計画期間においても、基本型をこども館、こども家庭センター型をこども家庭センターで実施します。

[表 量の見込みと確保の内容（基本型）]

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	実施箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	実施箇所数	1	1	1	1	1
過不足②-①	実施箇所数	0	0	0	0	0

[表 量の見込みと確保の内容（こども家庭センター型）]

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	実施箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	実施箇所数	1	1	1	1	1
過不足②-①	実施箇所数	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもを対象とし、通常の利用時間の前後に保育園等で保育を行う事業です。

〔2期計画の確保方策と実績〕

時間外保育を必要とするすべてのこどもに事業を提供しました。

〔表 時間外保育事業（延長保育事業）の提供状況〕

	利用実人数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	611人
2023（令和5）年度実績	472人

〔量の見込みの考え方〕

推計した2号認定・3号認定児童数に利用実績を反映して推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、既存の施設において事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用者数	458	442	442	436	432
②確保の内容	利用者数	458	442	442	436	432
過不足②-①	利用者数	0	0	0	0	0

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象とし、専用施設や小学校余裕教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

〔２期計画の確保方策と実績〕

一部の放課後児童教室において、保育スペースや保育を行う支援員の不足により、高学年の児童の利用ができない状況が続いています。

2023（令和５）年度以降、民間施設の活用等により待機児童の解消対策を行っており、2024（令和６）年度の待機児童数は前年度と比べて減少しています。

[表 放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）の提供状況]

	利用者数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	1,685人
2023（令和5）年度実績	1,286人

〔量の見込みの考え方〕

放課後児童教室の利用実績やニーズ調査に基づく潜在的な家庭類型、計画期間における推計児童数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、既存の教室以外に小学校の余裕教室等の確保も検討し、事業を提供します。

[表 量の見込みと確保の内容]

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量 の見 込 み	1年生	利用者数	437	488	420	451	442
	2年生	利用者数	407	375	416	354	379
	3年生	利用者数	270	278	255	282	240
	4年生	利用者数	113	99	100	91	99
	5年生	利用者数	21	21	19	19	17
	6年生	利用者数	21	19	20	18	18
	計	利用者数	1,269	1,280	1,230	1,215	1,195
②確保の内容		利用者数	1,269	1,280	1,230	1,215	1,195
過不足②-①		利用者数	0	0	0	0	0

[表 校内交流型の放課後児童教室及び放課後子供教室の目標]

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
箇所数	か所	11	11	11	11	11

[表 放課後子供教室の目標]

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
箇所数	か所	13	13	13	13	13

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気などのため、家庭でこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をすることで児童及び家庭の福祉の向上を図る事業です。

〔2期計画の確保方策と実績〕

市内に2施設、市外に4施設の6か所の委託先で事業を実施しました。

[表 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の提供状況]

	利用延人数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	50人
2023（令和5）年度実績	324人

〔量の見込みの考え方〕

ニーズ調査に基づく利用希望、計画期間における推計児童数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、事業を提供します。

[表 量の見込みと確保の内容]

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用延人数/年	563	530	522	502	482
②確保の内容	利用延人数/年	563	530	522	502	482
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

（５）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔２期計画の確保方策と実績〕

母子保健推進員、保健師、助産師が訪問を実施し、子育てに関する情報提供を全家庭に周知しました。

〔表 乳児家庭全戸訪問事業の提供状況〕

	訪問人数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	743人
2023（令和5）年度実績	666人

〔量の見込みの考え方〕

訪問実績と計画期間における推計児童数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

生後４か月までのこどもがいるすべての家庭を対象として実施します。

〔実施体制〕 母子保健推進員・保健師・助産師

〔実施機関〕 岩国市

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	訪問人数/年	686	675	663	653	642
②確保の内容	訪問人数/年	686	675	663	653	642
過不足②-①	訪問人数/年	0	0	0	0	0

（６）養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対し、保健師、保育士等が家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です。

〔２期計画の確保方策と実績〕

子育て援助者のない家庭に、育児・家事援助を行い、安定した子育て環境を整えました。

[表 養育支援訪問事業の提供状況]

	訪問件数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	250件
2023（令和5）年度実績	119件

〔量の見込みの考え方〕

現在の利用実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。

〔量の見込み・確保方策〕

養育支援の必要な家庭を訪問します。

〔実施体制〕 2人

〔実施機関〕 岩国市

[表 量の見込みと確保の内容]

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	訪問延件数/年	100	100	100	100	100
②確保の内容	訪問延件数/年	100	100	100	100	100
過不足②-①	訪問延件数/年	0	0	0	0	0

◇要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等に対する情報を共有し、関係機関が連携を図ることにより、適切な支援につなげます。

[表 要保護児童対策地域協議会の開催状況]

区 分		市全域
代表者会議	回	1
実務者会議	回	6
個別ケース検討会議	回	102

資料：岩国市（2023（令和5）年度実績）

〔確保方策〕

要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、要保護児童等に対する援助方針の見直しや情報の共有等を行うとともに、地域の関係機関等の連携を強化し、支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔2期計画の確保方策と実績〕

新型コロナウイルス感染症の影響も減少傾向にあり、利用者が増加しています。

〔表 地域子育て支援拠点事業の提供状況〕

	利用延人数/月
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	4,493人
2023（令和5）年度実績	4,157人

〔量の見込みの考え方〕

ニーズ調査に基づく利用希望、計画期間における推計児童数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、既存の施設で事業を提供します。

紹介チラシの作成・配布や「子育てアプリ」を活用することで、周知及び事業の情報提供を図ります。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用延人数/月	4,350	4,181	4,094	3,953	3,824
②確保の内容	利用延人数/月	4,350	4,181	4,094	3,953	3,824
過不足②-①	利用延人数/月	0	0	0	0	0

（８）一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園型）

（ア）１号認定による利用

１号認定を受けて認定こども園、幼稚園を利用しているこどもを対象とし、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

（イ）２号認定Ⅰによる利用

保育の必要性の認定を受けて幼稚園を利用しているこどもを対象とし、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

〔２期計画の確保方策と実績〕

認定こども園、幼稚園で事業を提供しており、利用を希望するすべてのこどもに事業を提供できています。

〔表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の提供状況〕

		利用延人数
1号認定	第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	21,569人
	2023（令和5）年度実績	12,727人
2号認定	第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	29,803人
	2023（令和5）年度実績	31,097人

〔量の見込みの考え方〕

推計した１号認定児童数に利用実績を反映して推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、既存の施設において事業を提供しますが、幼稚園のない区域においては、認定こども園で提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
1号認定	①量の見込み	利用延人数/年	9,875	8,912	8,199	7,486	6,898
	②確保の内容	利用延人数/年	9,875	8,912	8,199	7,486	6,898
2号認定	①量の見込み	利用延人数/年	30,581	29,291	28,387	27,613	26,968
	②確保の内容	利用延人数/年	30,581	29,291	28,387	27,613	26,968
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

イ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

0歳から5歳までのすべてのこどもを対象に、保護者の勤務や理由を問わず、一時的に保育園、認定こども園などで預かる事業です。

〔2期計画の確保方策と実績〕

市内のほとんどの保育園で実施しており、利用を希望するおおむねのこどもに事業を提供できています。

〔表 一時預かり事業の提供状況〕

	利用延人数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	3,351人
2023（令和5）年度実績	1,901人

〔量の見込みの考え方〕

ニーズ調査に基づく利用希望、計画期間における推計児童数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、既存の施設において事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用延人数/年	2,040	1,888	1,799	1,711	1,641
②確保の内容	利用延人数/年	2,040	1,888	1,799	1,711	1,641
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(9) 病児・病後児保育事業

病気や病気からの回復期などで集団保育が困難なこどもを、保育士及び看護師が、病院、保育園等に設置された専用スペースで一時的に保育する事業です。

〔2期計画の確保方策と実績〕

市内4か所で実施しており、病状で受入れ困難な児童以外は、利用できています。2023（令和5）年度から利用支援システム導入を行うことで利便性の向上と効率的な施設利用が可能となり利用者数が増加しました。

〔表 病児・病後児保育事業の提供状況〕

	利用延人数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	800人
2023（令和5）年度実績	1,745人

〔量の見込みの考え方〕

ニーズ調査に基づく利用希望、計画期間における推計児童数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、既存の施設で事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用延人数/年	1,923	1,880	1,892	1,882	1,871
②確保の内容	利用延人数/年	1,923	1,880	1,892	1,882	1,871
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と援助協力が可能な人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔2期計画の確保方策と実績〕

〔表 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供状況〕

	未就学児童 利用延人数	小学生 利用延人数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	878人	690人
2023（令和5）年度実績	198人	917人

〔量の見込みの考え方〕

現在の利用実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、既存の事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容（未就学児童）〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用延人数/年	183	175	172	166	162
②確保の内容	利用延人数/年	183	175	172	166	162
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

〔表 量の見込みと確保の内容（小学生）〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用延人数/年	851	828	793	758	737
②確保の内容	利用延人数/年	851	828	793	758	737
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

〔2期計画の確保方策と実績〕

すべての妊婦を対象とし、妊婦の健康管理と安全な出産のため、妊婦健康診査14回、多胎妊婦健康診査5回を上限に公費の負担を行っています。

〔表 妊婦健康診査の提供状況〕

	受診延回数
第2期計画 2024（令和6）年度確保の内容	10,402回
2023（令和5）年度実績	8,194回

〔量の見込みの考え方〕

実績と計画期間における推計した0歳児の数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

すべての妊婦を対象に実施します。

〔実施場所〕 医療機関等

〔健診内容〕 妊婦：基本的な健康診査（問診、診察、計測等）、保健指導

〔実施時期〕 妊娠初期より妊娠23週まで：4週間に1回
妊娠24週より妊娠35週まで：2週間に1回
妊娠36週以降分娩まで：1週間に1回

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	受診延回数/年	8,570	8,431	8,287	8,150	8,018
②確保の内容	受診延回数/年	8,570	8,431	8,287	8,150	8,018
過不足②-①	受診延回数/年	0	0	0	0	0

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事や育児の援助を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

現在の利用実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、既存の事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	訪問延件数/年	50	50	50	50	50
②確保の内容	訪問延件数/年	50	50	50	50	50
過不足②-①	訪問延件数/年	0	0	0	0	0

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の個々の状況に応じた支援を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

本事業の趣旨を踏まえ、量の見込みを設定しました。

〔量の見込み・確保方策〕

量の見込みに応じ、新規の事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用人数	5	5	5	5	5
②確保の内容	利用人数	5	5	5	5	5
過不足②-①	利用人数	0	0	0	0	0

(14) 妊婦等包括相談支援事業

すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

1人につき妊娠届出時、7か月アンケート時、産后面談時の少なくとも3回実施することから、妊娠届出数に3を乗じて設定しました。

〔量の見込み・確保方策〕

[表 量の見込みと確保の内容]

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	面談実施延回数	2,058	2,025	1,990	1,958	1,926
	妊娠届出数	686	675	663	653	642
	面談実施回数/組	3	3	3	3	3
②確保の内容	実施延回数/年	2,058	2,025	1,990	1,958	1,926
過不足②-①	実施延回数/年	0	0	0	0	0

(15) 産後ケア事業

出産後の母子（産後1年以内）に対し、助産師等の看護職が中心となり、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する事業です。

〔量の見込みの考え方〕

現在の利用実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。

〔量の見込み・確保方策〕

[表 量の見込みと確保の内容]

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
宿泊型	①量の見込み	利用延人数/年	210	210	210	210	210
	②確保の内容	利用延人数/年	210	210	210	210	210
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
通所型	①量の見込み	利用延人数/年	700	700	700	700	700
	②確保の内容	利用延人数/年	700	700	700	700	700
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
訪問型	①量の見込み	利用延人数/年	350	350	350	350	350
	②確保の内容	利用延人数/年	350	350	350	350	350
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(16) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

〔事業の概要〕

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

〔量の見込みの考え方〕

計画期間における推計児童数、ニーズ調査に基づく利用希望及び3号認定児童数から推計しました。

〔量の見込み・確保方策〕

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	利用延人数/年	－	9,888	9,612	9,312	9,060
②確保の内容	利用延人数/年	－	9,888	9,612	9,312	9,060
過不足②-①	利用延人数/年	－	0	0	0	0

5 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、すべてのこどもの健やかな成長を支援するために、質の高い教育・保育その他子ども・子育て支援を総合的に提供していくことが重要であるとされています。

そのための方策の一つとして、教育・保育の一体的提供と推進体制の確保内容について次のように定めます。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能や特長を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域のこどもを保護者の就労状況等で通園施設を変更せずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、今後とも、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

(2) 教育・保育の質の向上に向けた取組

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

ア 研修の充実等による資質の向上

保育士、幼稚園教諭等が仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力を高めることができるよう、研修等を充実させ、教育・保育の質の向上を目指します。

イ 特別な支援を要するこどもへの配慮

障害のあるこどもや特別な支援を要するこどもについては、特性や成長に合わせた教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、保育者の知識や支援スキルの向上を目指します。

ウ 教育・保育施設等に対する適切な指導監督、評価等の実施

本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や、質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた取組を引き続き行います。

エ 教育・保育に関する施策の総合的な実施

教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき、助言や支援を行う者の配置及び施策を総合的に実施するための体制の整備に努めます。

（３）保育園・認定こども園・幼稚園と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

乳幼児期の発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、個々の発達に応じた適切な教育・保育及び子育て支援の提供が必要となります。

一人一人の発達に応じた乳幼児期からの育ちの積み重ねを大切に、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校の児童との交流や職員との意見交換など、連携を通して、今後も保育園、認定こども園、幼稚園と小学校の円滑な接続を目指します。

また、小学校就学後、希望する児童が放課後児童教室を利用できるよう、相互の連携を図ります。

（４）産後休業後及び育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

未就学児童の保護者が、産後休業及び育児休業明けに保育園、認定こども園、幼稚園等を希望に応じて利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中から情報提供や相談支援等を行い、円滑な利用の確保に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・過誤払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めます。

● ● 第7章 計画の推進体制 ● ●

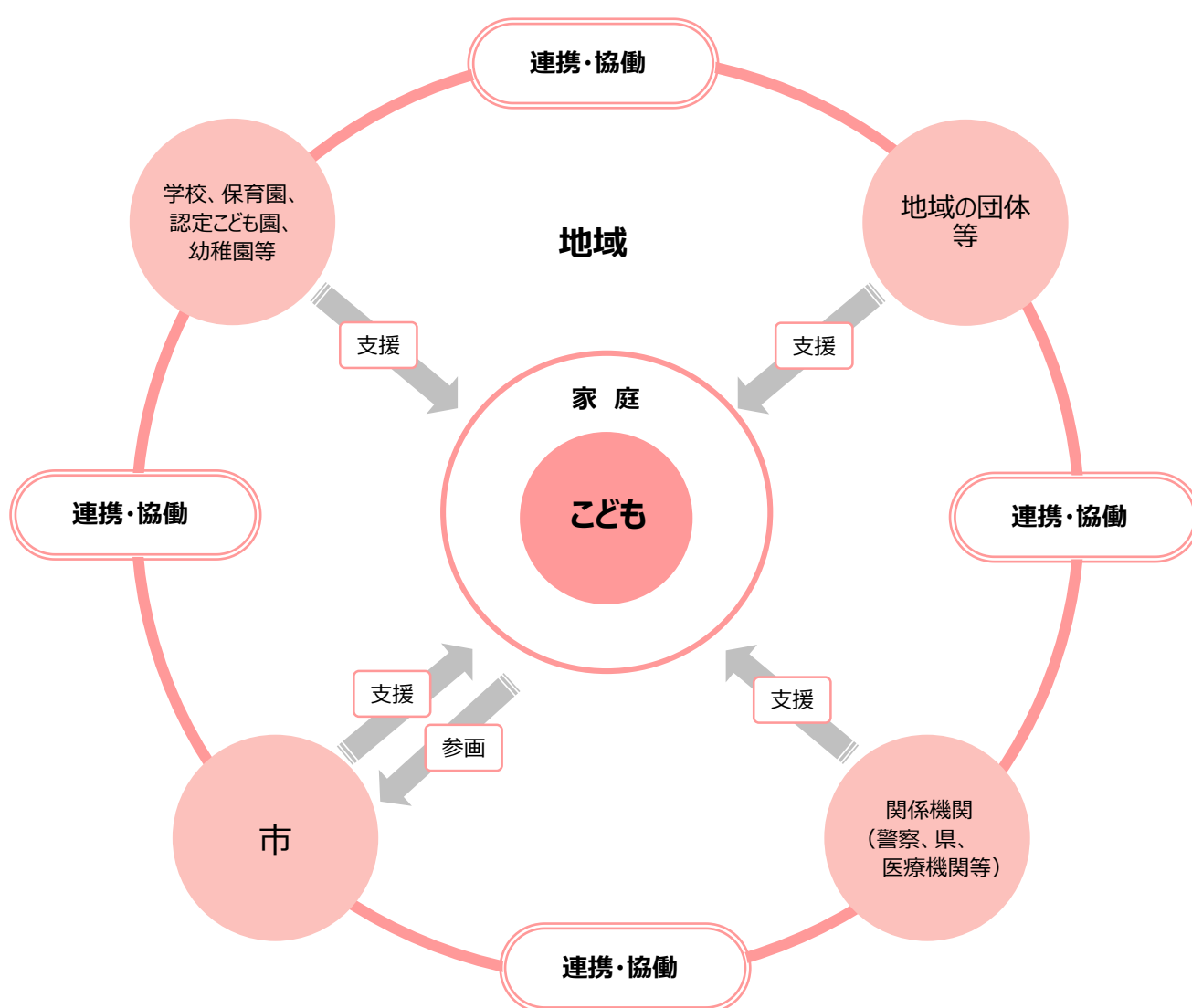
第7章 計画の推進体制

1 地域や関係機関等との連携

こどもが健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活するための支援や環境づくりを推進するため、庁内関係部局間の連携強化を図ります。

また、家庭や地域、学校、保育園、認定こども園、幼稚園、関係機関等と連携を図り協働により取組を推進します。

〔図 連携体制〕



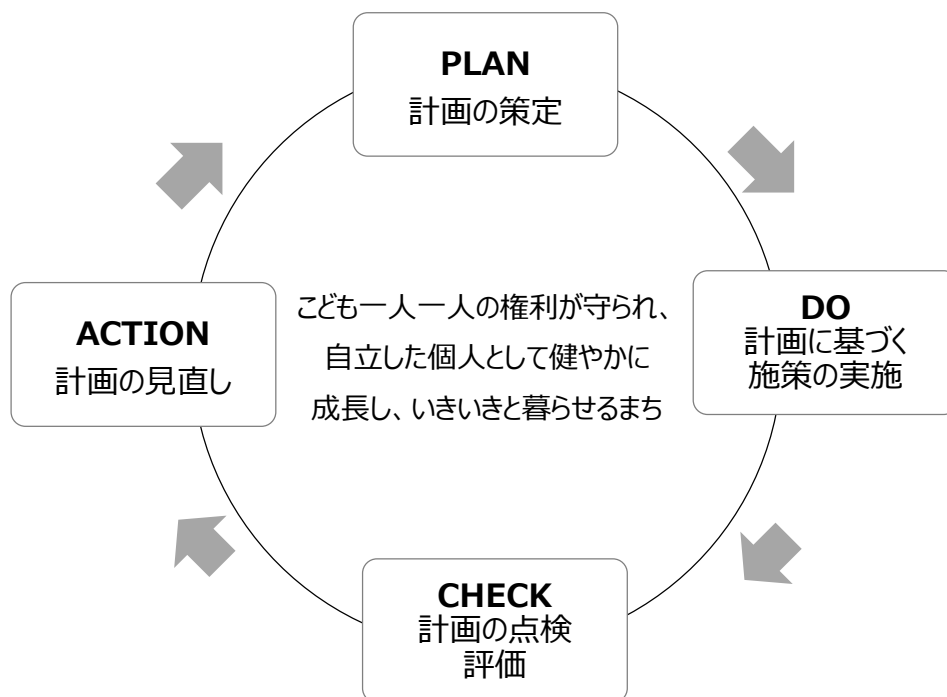
2 計画の達成状況の点検・評価

計画に掲げた施策について、子ども・子育て会議において、定期的に実施状況等を点検・評価し、結果に基づいた事業内容の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、計画期間の中間年を目安とし、必要な場合には、子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しを行います。

なお、計画及び計画における実施状況の点検・評価については、ホームページ等で公表します。

〔図 P DCAサイクル〕



● ● 資 料 ● ●

資料

1 岩国市子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、岩国市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に知識経験者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

2 岩国市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

No	氏名	所属・役職名	備考
1	江 藤 紗 矢 香	保護者	
2	宮 田 佳 明	保護者	
3	岡 崎 陽 子	岩国市 PTA 連合会副会長	副会長
4	渡 邊 泰 學	岩国市保育協会会長	
5	森 脇 龍 一	岩国幼稚園協会会長	
6	中 邑 隆 哉	認定こども園長	
7	安 本 節 子	認可外保育施設園長	
8	川 村 宏 司	社会福祉法人はるか理事長	
9	中 村 洋 子	岩国短期大学副学長	会長
10	林 隆 之	岩国市小学校校長会会長	令和6年3月31日まで
11	大 野 元 良	岩国市小学校校長会会長	令和6年4月1日から
12	三 木 光 子	岩国商工会議所女性会顧問	
13	中 司 ひ かり	山口県岩国児童相談所所長	令和6年3月31日まで
14	升 田 弘 子	山口県岩国児童相談所所長	令和6年4月1日から
15	三 浦 麗 子	岩国市母子保健推進協議会会長	
16	木 村 和 子	公募市民	

3 用語解説

用語		内容
あ行	あいあいサークル	心身に障害がある、あるいは、心身に障害があると疑われる未就学の幼児及びその保護者を対象に、親子通園方式により個別相談や指導を行い、障害や不安感の軽減を図る。
	A L T	外国語指導助手（英:Assistant Language Teacher）。学級担任または教科等担当教員の指導のもと、授業にかかる補助をする。
か行	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育のこと。
	教育・保育施設	認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、その後も気にかけて温かく見守る人のこと。
	ことば・きこえの教室	ことばに障害のあるこどもに対し、心身の望ましい成長と発達を目指し、自信を持って話すことができるよう通級指導により親子支援を行う。
	こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から出産・子育てまで一貫した総合相談支援を行う。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者、地域の方たちが知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。
さ行	児童発達支援センター	発達に課題のある未就学児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うとともに、地域の障害児やその家族への相談、他の障害児施設への支援や助言を行う地域の中核的な療育支援機関のこと。
	小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を行う事業のこと。
	スクールカウンセラー	いじめや不登校などの対策として、児童生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家のこと。

用語		内容
さ行	スクールガード	児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や通学路などの見回りをするボランティアのこと。
	スクールソーシャルワーカー	こどもの家庭環境による様々な問題に対応するために、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。
た行	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
	地域学校協働活動推進員	地域と学校の連絡調整、情報の共有、活動の企画、調整、運営、啓発などの役割を担い、中学校区ごとに配置する。
	地域協育ネット	おおむね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみでこどもたちの育ちや学びを支援する山口県独自の仕組みのこと。
	地域子育て支援センター	地域の身近な場所で、乳幼児と保護者が自由に遊べる施設のこと。
	D X	デジタルトランスフォーメーション（英:Digital Transformation）。データとデジタル技術を活用して業務やサービスを変革する。
	D V	ドメスティック・バイオレンス（英:Domestic Violence）。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことであるが、近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
は行	ピアサポート活動	障害者等及びその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する事業のこと。
	不育症	妊娠は成立するものの流産や死産を繰り返し、出産に至らない状態のこと。
	ブックスタート事業	絵本をひらく楽しい体験と絵本と一緒にプレゼントすることで、こどもと保護者が心触れ合う楽しいひと時を持つきっかけをつくる活動。本市では1歳6か月児健診時に実施している。
	ペアレントプログラム	発達障害のこどもをもつ人をはじめ、育児に難しさや辛さを感じている親たちをつなげ、必要な支援を提供するためのプログラムのこと。
	ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害のこどもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談やこどもの特性などを伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行う。

用語		内容
は行	放課後子供教室	すべてのこどもを対象として、放課後や週末等に小学校等の余裕教室を活用し、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組のこと。
	放課後児童教室	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）のことを示す。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を設けて、健全な育成を図る。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる女子とそのこどもを入所させ、これらの者を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設のこと。
	母子・父子自立支援員	ひとり親及び寡婦家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上及び求職活動等に関する支援を行う。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等も行っている。
や行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。
	養育	こどもの生活について社会通念上必要とされる監督・保護を行っている状態のこと。
	要保護児童対策協議会	要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関係する機関等により構成される機関のこと。
ら行	療育	身体や知的に障害のある児童等に対して早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童等が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向けて基礎的な生活能力の向上を図ること。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活との調和を図ること。働くすべての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

岩国市こども計画

発行年月	2025（令和7）年3月
発行	岩国市
編集	岩国市 福祉部 こども家庭課 〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号 Tel 0827-29-5078 Fax 0827-22-1261 E-mail jidou@city.iwakuni.lg.jp